



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治前期民事判決にみる肥料経済をめぐる利害状況
Author(s)	田中, 慎一; Tanaka, Shin'ichi
Citation	経済學研究, 57(1), 1-32
Issue Date	2007-06-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/25163
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES57(1)1-32.pdf



明治前期民事判決にみる肥料経済をめぐる利害状況

田 中 慎 一

はじめに

これまでに筆者は、明治前期大審院民事判決のなかから二つの事件を取りあげて検討してきた¹⁾。その延長線上にある本稿は三つ目の事件を取りあげて検討する。これらによって、東京に生じた事実²⁾に即して、明治期の都市肥料経済（下肥経済）がより具体的に明らかになることで、当時の実態にある程度まで接近することが出来る素材を提供しえたとしたら、拙稿の目的は達せられる。

因みに、筆者が随一の近代日本農書ではあるまいかとみる新渡戸稲造『農業本論』²⁾は後学³⁾に下肥経済考察の hint³⁾を与えてくれるように思われるし、また、当世に比べるものがないほどの奇文ゆえこの一作品だけでも著者の名は永久に伝わる大論文とまで評された幸田露伴「一国の首都」⁴⁾はそもそも古くから城の縄張り（城下の範囲をどこまでと線引きする基本的な都市設計）にとって不浄物の処置が一難問題だったように、近代でも不浄物の処置が大都府にとって実に一難問題のはずだが、糞尿搬取を業とする者の態度が都民をして懊惱憤慨せしめていないのは糞尿が農家にとって欠くことの不可能な高価なる肥料になるためであり、それゆえ東京は支那・朝鮮の都会と異なり清潔が保たれ衛生上・外観上の善美が増しうるのであると東洋都市比較論を展開しつつ⁵⁾、事実上、都

市・農村間下肥交換問題に言及しており、参考になる。

なお、人間の排泄 output は日常茶飯事ゆえ瑣事とみなされがちであろう。何でもない普通

- 2) 初版（1898年、裳華房）、増訂版（1908年、六盟館）、復刻本（農文協、1976年）。本稿で『農業本論』の頁を示すときは復刻本を用いる。
- 3) 『農業本論』にみる下肥経済としては例えば、以下のような論点がある。

①市街に近ければ肥料を得るのに容易であるという、都市と近郊農業の関係（152頁）。チューネン『孤立国』の説が紹介されている。しかし、「孤立国の図解」の第二図（舟運河川）からすれば、都市下肥需要地は比較的遠隔地にまで及ぶことになる。

②「市街に接近せる所、即ち第一輪 [4ドイツマイル=4×7,500^{フナ}=30,000^{フナ}以内の圏内] には所謂『随意農業』と称し、如何なる作物にても、需要あらば則ち栽培せられ、殊に腐敗し易き産物（生乳、草花、蔬菜の類）を専とするもの多し。」（152頁）、「無畜農業（Vichlose Wirtschaft）随意農業よりも、一歩進みたる農業にして、所要の肥料は、之を家畜に求めずして他方より取るを云ふ。我邦にて人糞を用ひ、又は欧米諸国にて貿易肥料を用ふるが如き、即ち是れなり。」（167頁）といった農法の問題。

- ③「肥力購入農業（Culture hétérositique）」

耕作愈集約となるに従ひ、自家製造の肥料のみにては其需要に不足し、終に他より肥力を購入せざる可らざるに至る。我が所謂『金肥』は即ち此時期に必要なものなり。」（169頁）、「親から田圃に培ひ、肥料^{フナ}を施すを厭忌せざる」（178頁）、「沼泥の中に脛を没し、悪臭甚だしき肥料糞尿を荷ひ」（181頁）という農民のすがた、有り様、behavior.

④「行尿送尿は、吾人の日常生活に於て自然に為す所なり。而かも吾人の之を語るに公然ならず、之を正視せざる所以のものは、外表修飾の上に於て止むべからずと雖亦無責任と謂はざるを得ず。」（465頁）という日常性への着目や

1) 拙稿①「明治肥料経済史の一断面」北海道大学『経済学研究』第44巻第4号、1995年。拙稿②「明治前期民事判決にみる肥料経済」(1)・(2)、同上誌、第47巻第2号、1997年、第56巻第1号、2006年。

のことがらゆえ軽小にすぎず重大事件とは思われぬであろうが、小さくない問題を示唆していることもありうる。そうでなければ、大審院まで争うわけがない。しかも単なる偶発的事件ではなかったはずだ。大審院判決を求めた酷似する事件が三つほぼ同時期に起きていたからである。奇しくも残された個別史料相互間から事実関係を構成し、その史料的意義を析出しつつ、普通の生活そのものに源を発し、利害関係者を巻き込みつつ平凡ならざる非日常的な裁判まで発展せざるをえなかった経緯を多少なりとも分析しえたなら、この社会経済史研究が一定の文化意義をもちうるかもしれない。

1. いわゆる下掃除請求の詞訟一件の史料

ここに言う、いわゆる下掃除請求の詞訟一件なるものは大審院が判決をくださった事件名「下掃除請求ノ詞訟一件」のことである。それは1882(明治15)年10月、「大審院民事判決

録」の収録順番号第370(大審院の明治15年の事件番号としては第245号になる)に、かくのごとく見出される⁶⁾。大審院はこの事件の「訴名」を「下掃除請求」としていた⁷⁾。始審の裁判を行なうことになった東京裁判所へ原告側が差出した訴状の表紙には「下掃除請求ノ訴状」と記されていたのであろう⁸⁾。そして、始

- 6) 『明治前期大審院民事判決録』8(三和書房, 1961年)13頁。
- 7) 『大審院民事判決原本 明治十五年十月分 二冊の内一』の第1頁にある「明治十五年十月民事既決目録」には、原裁判所は「東京控訴」, 訴名は「下掃除請求」と記載されている。
- 8) 「訴答文例並附録」(明治6年7月17日, 太政官布告第247号)附録第1号, 参照。なお, 当時の民事訴訟の手続きを知ろうとすれば, 成文法としてはこの「訴答文例並附録」になる。これは, 後年の本格的な「民事訴訟法」(明治23年制定, 明治24年施行)の実施までに行われた民事訴訟法であると解され(尾佐竹猛『明治警察裁判史』邦光堂書店, 1926年, 191頁), この解釈は的確な指摘であったと法制史家から評価されているからである(向井健「民事訴訟法編纂の先達たち」『ジュリスト』第971号, 1991年, 19頁)。つまり明治6~23年の約18年間機能していた民事訴訟の成文法だったわけである。ただし, これによるだけで十分な理解が得られることにはならないであろう。成文法とは別に慣行としての慣習法があったからである。当時の民事訴訟の手続きに関する慣行としての慣習法を知るには, 「民事訴訟手続」全495条のなかの根拠としての「慣例」をみればよいと考える。この「民事訴訟手続」は明治15年頃に司法省民事局が現行の法令と慣例を条文の形に集成し始め(兼子一「民事訴訟法の制定」『東京帝国大学学術大観』法学部・経済学部, 1942年, 所収, 224頁, 参照), 明治18年3月以降ほどなく編集完了したもので(『明治文化史』第2巻・法制編, 石井良助著, 洋々社, 1954年, 417頁, 参照), そのなかにてでくる「慣例」は明治初年から慣行として機能していた慣習法に相当するものだろうからである。

なお, 兼子前掲論文233頁によれば, 東京帝大法学部研究所蔵田部芳寄贈書中に蕪蕪版刷の「民事訴訟手続」があったらしく, これに明治18年春に司法省法律顧問となったイギリス人カーキード(William Montague Kirkwood, 1850-1926)が逐条ごとに意見を加えたものが

近代日本農業史研究において下肥経済を取りあげることの意義。

- 4) 「一国の首都」は雑誌『新小説』の1899年11月号・12月号に前半が, 1901年2月号・3月号に「一国の首都続稿」と題して後半が載り, 同年11月春陽堂発行の随筆集『長語』に収められた。『露伴全集』第27巻(岩波書店, 1954年)に収録。のち岩波文庫。
- 5) 「塵芥糞尿の排除の方法もまた都会に取りては等閑視すべからざる問題にして, 一見甚だ些細なることの如くなれど, この不浄物排除の方法にして具備せざれば, 都会の清潔と健康とは保つべからず, 一切の荘厳をも美麗をも破壊し尽して, 地獄の形相を直に目前に現出すべき也。支那朝鮮等に遊びて帰れる人士の言を聞くに, 二国の都会のこの問題を等閑視するの甚しき結果は, 折角の宏麗なる都会を化して厭ふべき不潔の地たらしむるといへり。我が東京はこの点においては江戸より甚しく進歩し, 大に衛生上及び外観上の善美を増したること疑ふべくもあらず。[以下略]」(幸田露伴『一国の首都 他一篇』岩波文庫, 1993年, 93-95頁)

審の裁判に対する控訴について東京控訴裁判所が行なった終審の裁判に対して、さらに上告がなされたこの民事事件について大審院は下掃除の請求に関する「詞訟」⁹⁾ (もめごと, うったえごと), と名付けたわけである。

このような民事事件に対する裁判の判決のなかで、その原本を筆者が閲覧しえたのは第一審・控訴審・上告審のそれである。つまり三審すべての判決原本であり、本稿が依拠したものを、あらかじめ列記しておく。

第一審としては、『明治十四年 民事裁判言渡書編冊 五冊ノ四』に収められている「裁判言渡書」(明治14年10月29日, 東京裁判所)¹⁰⁾で、以下これを史料①と略記する。

控訴審としては、『明治十五年 民事判決原本 自第一号 至第九十九号 東京控訴院』に

司法省司法研究所蔵のコークウッド「現行訴訟手続意見書」日本語訳・毛筆写本であったという。これは「カークウッド現行民事手続意見書」とも称され、原本は戦災で焼失したが、その前に日本学術振興会によって「現行民事訴訟手続及ヒカークウッド氏意見書」として覆刻されていた(手塚豊「司法省御雇外人カークウッド」慶応大学『法学研究』第40巻第3号, 1967年, 57-58頁, 65頁)。現在、これは『現行民事訴訟手続及カークウッド氏意見書』(法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書』22, 商事法務研究会, 1985年, 所収)のなかの1-99頁の「民事訴訟手続」によって知ることが出来る。本稿はこれを利用する。

- 9) 明治5年3月2日付, 正院宛の司法省伺に「即今詞訟法一定ノ規則無之府県ノ裁判自然区々ニ相成候間詞訟法概略相定一般御布告相成度候」とあるように(向井健「明治初年における民事訴訟法典の編纂」『綜合法学』第6巻第8号, 1963年, 2頁より再引), 明治初年には民事訴訟法のことを詞訟法と表現していた。詞訟とは民事訴訟を意味していたのであろう。
- 10) 事件番号「1881年第2172号 民第2172号」・事件名「下掃除請求ノ訴訟」, である。この第一審の判決原本については、学術研究促進のため英断をもって国際日本文化研究センターから公開されたデータベースを筆者は2006年10月16日付の承認書(10月18日接受)により利用可能となり、ようやく閲覧しえたものである。

収められている「裁判申渡案」(明治15年2月 東京控訴裁判所)¹¹⁾で、以下これを史料②と略記する。

上告審は、『大審院民事判決原本 明治十五年分 二冊の内一』に収められている「明治十五年第二百四十五号 判文」¹²⁾で、以下これを史料③と略記する。これは『明治前期大審院民事判決録』8のなかに収められている「下掃除請求上告ノ判文(明治十五年四月二十五日上告 同十五年十月十日申渡)」¹³⁾(以下これを史料④と略記する)の原本にあたるが、両者には若干の異同がある¹⁴⁾。

事件の流れをザッと把握しておくため、史料

- 11) 事件番号「1882年第23号」・事件名「下掃除請求ノ訴訟 控訴」, である。これを筆者は1996年11月28日, 東京大学法学部で閲覧した。
- 12) これを筆者は1996年11月26日, 最高裁判所で閲覧した(2007年3月8日, 念のため再閲覧した)。
- 13) 前掲書, 222-223頁。
- 14) 両者を対照させると、直筆の前者(原本である史料③)を日本文表記として改善しようとして、活字化された後者(史料④)になったとみられる。例えば、「而テ」や「而シテ」が「而メ」に変えられている。「而メ」は現在ではかえって分かりにくいのが、この「メ」は「シテ」の合字である(岩波文庫版『米欧回覧実記』凡例, 参照)。また、誤字が訂正されているところもある。「附與致署」が「附與致置」に、「下掃除汲取方件」が「下掃除汲取ノ件」に、「習慣ニ及シタル」が「習慣ニ反シタル」に改められているように。だいたい異字同意で後者が改良されたものといえるが(例えば、「之」→「ノ」, 「ケ」→「箇」), しかし「其要旨」が「其要日」と誤って書き換えられ、改悪されているところもある。そのため、両方を見て、両方を用いるのがよいわけで、本稿はそうするのである。公刊されたものがあるわけだから、普通はその原本まで見ないだろうが、筆者は史料④を読み、そこに日本文表記として難があると感じ、原本に当たることになり、以上のような対照結果を得た。なお、原本での相当に重要な誤りが訂正されぬまま史料④でも踏襲されている箇所もある。例えば、原本では被告人の後見人の氏名のなかの名前の方(3字)のなかの「八」を「太」と誤って記入しているが、史料④でも同様に記載しているため、間違いが繰り返され、しかも公刊される結果となっている。大審院の判決原本に事実誤認以前ともいえる単純なミスが記入されているわけである。訴訟当事者の名前だけに見過ごし得ないものであろう。細かいことではある。detailにtruthがひそむ。

①②③④から事実経過を復元すべく作成してみたのが表1である(以下、適宜、参照のこと)。

2. 三審の基本的事項

[1] 第一審¹⁵⁾(東京裁判所¹⁶⁾)

原告;東京府日本橋区久松町29番地¹⁷⁾の平民

- 15) 第一審の判決原本を見ることが出来るようになる以前は、史料②ならびに史料③および④から間接的に推測するしかなかった。例えば、「抑モ本件ハ最初被告ヨリ起訴シ原告ヘ対シテ下掃除ヲ請求シタル」(史料④)とあるから、原告の被告が第一審で下掃除を請求した原告だったことが分かる、といった具合に。
- 16) 明治期の民事についての第一審裁判所の名称は、以下のように変遷した。
- ①明治5年8月3日から裁判所(元金100円以下の事件を扱う)もしくは府県裁判所。
- ②区裁判所(明治9年9月27日から。100円以下の事件を扱う)もしくは地方裁判所(明治9年9月13日から)。
- ③明治15年1月1日から治安裁判所(100円未満の訴訟につき裁判権)もしくは始審裁判所。
- ④明治23年11月1日から区裁判所(100円を超過しない金額または価額100円を超過しない物に関する請求等)もしくは地方裁判所。『裁判所百年史』最高裁判所事務総局、1990年、18-24頁、528-531頁)。
- この民事訴訟がなされたのは②で、例えば「下掃除請求ノ訴訟東京裁判所ノ裁判ニ不服控訴及ニ付」(史料②)などであり、東京裁判所になる。なお、東京府下のばあい明治15年1月1日施行の裁判所システムは、大審院-東京控訴裁判所-東京始審裁判所-治安裁判所(日本橋区・京橋区・下谷区・浅草区・麴町区・四谷区・芝区・本郷区・本所区・品川)となった。(明治14年10月6日、太政官布告第53号)
- 17) 日本橋区久松町29番地は隅田川の両国橋・新大橋間の右岸の浜町1丁目と、隅田川にほぼ平行して流れる掘割りにかかる高砂橋との間にあり、その地割は間口15間5尺・長い方の奥行き29間9尺の方形で、その地積は461坪7合であった(『大日本改正東京全図 日本橋区十五葉内第三号 実形二千四百分一』西川光通編輯、明治11年5月9日 版權免許 出版人西川光穂、明治12年発行)。当時ここを住所としていた内藤がこの地主であったか、地主でなければ借地人であろうが、いずれにしても不詳である。この地番の地所は日本橋区成立以前では第1大区13小区久松町31番であり、この31番の地主名は明治6年の時点では小笠原長守で、しかも地積(沽券金額)は1,563坪(金865円)となっていた(明治6年12月東京府地券課作成の「明治六年 東京六大区 沽券地図」76枚の複製版のなかの「第壹大区拾三小区圖」[76枚中の11])。この小笠原は華族のようである。『明治九年 明治東京全図』には、その氏名の右肩に「花」と添書きされているからである。この1,563坪は分筆されたはずだが、具体的に分からない。ともかく、その一部の地所の所有が明治7年以降、小笠原から内藤に移転したの

であろう。内藤は本郷区本郷真砂町7番地の地主になるのであるから、日本橋区で借地人よりは地主になっていた可能性があらう。仮に内藤が地主になっていたとしても、その久松町29番地は明治45年までには三つに分筆され、29ノ1(200坪4合、地価3,507円)は山本嘉七(住所 久松町5番地)が、29ノ2(124坪、地価2,480円)は袴塚治郎兵衛(住所 久松町28番地)が、29ノ3(137坪3合、地価3,020円60銭)は新井金次郎(住所 久松町29ノ3番地)が所有者になっており、内藤は地主ではなくなっている(『地籍台帳・地籍地図【東京】』第2巻、柏書房、1989年、102頁)。この東京市区調査会による1912年調査の時点で、内藤は東京市の2筆以上の土地所有者に含まれていない(同上書、第1巻、19頁・113頁)。本郷区に所有し貸地にしていた地所(本郷真砂町7番地)も失っている。本郷真砂町7番地はのちに真砂町7番地と町名変更時に三つに分筆されたらしく、最大の真砂町7ノ1(276坪1合4勺、地価6,627円36銭)は秋田太郎兵衛(住所 京橋区本湊町17番地)が所有しており、小地積の7ノ2と7ノ3は坪数も所有名義も記載がない(同上書、第3巻、158頁、第6巻、155頁)。なお、この三分筆地は合わせても明治初年の地積(後述)から大幅に縮小していることで理解に苦しむことになるが、それは敷地が南面する通り(現在の春日通り)の本郷3丁目交差点から西寄り間近かに当たり、明治後期には市電が走るようになる)の拡張ともなう道路用地への割譲によると理解するのが妥当であろう。推測するに、この内藤はおそらく久松町29番地に所有していたであろう屋敷を失い、また本郷真砂町7番地の地所も手放し、東京市中では宅地地主たりえなくなったのではあるまいか。それに引きかえ、内藤から所有名義が代わった上記の4名の宅地地主ぶりは東京市中での所有宅地面積・地価(坪未満・円未満切捨)の点で次のようである。山本嘉七は773坪・16,266円(神田区千代田町に185坪・3,704円、東紺屋町に90坪・1,451円、日本橋区久松町に3筆290坪・5,937円、浜町2丁目に206坪・5,174円)、袴塚治郎兵衛は299坪・5,915円(すべて久松町で3筆)、新井金次郎は137坪・3,020円(久松町に1筆)、秋田太郎兵衛は985坪・14,323円(京橋区本湊町に1筆257坪・5,405円、本郷区真砂町に1筆、深川区牡丹町に4筆452坪・2,289円)であった(同上書、第1巻、140頁・40頁・172頁・174頁、第2巻、45頁・50頁・102頁・103頁・137頁、第3巻、420頁)。日本橋区は100坪以上所有で明治後期には大地主に属させてもよいとの見解——「日本橋は全市中最高価の地所多き處なれば百坪を以て大小地主の界となすも猶お其界目の低からざるを寛ゆる也」(竹内余所次郎「東京各区に於ける土地分配の現状(八)」『平民新聞』明治40年2月2日)——が出されていたほどの要地であったから、そこでの土地争奪は劇的性格を帯びていたであろう。久松町での土地獲得競争のなかで上記の山本・袴塚・新井は勝者、内藤は敗者ということになる。本郷区真砂町7ノ1番地の所有者になった秋田は1,000坪未満の点では宅地地主ともいえないが、日本橋区に次ぐ高地価の京橋区(竹内余所次郎「東京各区に於ける土地分配の現状(七)」『平民新聞』明治40年2月1日によれば、1坪当り平均地価は最高の日本橋区が5円99銭、京橋区が3円11銭)での所有規模や総地価額を考慮すれば宅地地主とみなしてよいであろう。

表1 いわゆる下掃除請求の詞訟一件関係年表

西暦	和暦	月日	記 事
			<p>明治初年、東京府第四大区七小区本郷真砂町2番地（のち本郷区本郷真砂町7番地）は地主が多田某、差配人が相川某で、10戸余の借地人が居住していた模様。</p> <p>明治6年に、借地人小野某が多田から土地払下げを受け新地主となる。小野はその一郭に住居をかまえ、ほかは借地人に貸し、その地所で借地人はそれぞれ家持になっていたらしく、この借地家持は10軒あった模様。</p> <p>この借地の下掃除はその地所の差配人相川が仕切っていた（相川が汲取人を選定して下肥売買を契約し、その差配地からの下掃除代を所得にしていた）模様。</p>
1874	明治7	3.14	<p>地主小野と借地人たちの間で、近隣の貸地料金に比べて割安だったらしいこの地所の貸地料金を向こう5カ年（明治7～11年）は据え置くが、6年後の明治12年からは近隣並に引き上げて改定するという契約書（のち裁判で「乙第一号証」と称されるもの）がむすばれる。</p> <p>さらに特約として、6年後の新しい借地料金の値上げ幅によっては下掃除を今度は借地人が仕切ってもよいという附帯契約書（のち裁判で「乙第二号証」と称されるもの）の存在が主張されることになる。</p>
1879	明治12	1.	<p>料金改定期限のため、地主小野は貸地料金を引き上げた。</p> <p>借地料金の値上げをうけて借地人たちは差配人相川に下掃除代金の譲渡を要求したが、下掃除所得の喪失を相川が哀訴したらしく、そのため下掃除を従来どおり放置しておいたという。</p> <p>こうして明治12～13年の2カ年も、依然としてその地所の下掃除は地主・差配人側が仕切っていた。</p>
1880	明治13		<p>この年の末頃、小野は本郷真砂町7番地の土地所有権を日本橋区久松町29番地在住の内藤に移転したようである。</p> <p>旧地主となった小野はその地所に今度は借地人として在住し続けた模様。新地主内藤は相川を差配人から罷免し、本郷区本郷4丁目26番地在住の高田を新差配人としたらしい。</p> <p>以上をうけてのことであろう、同じ年の末頃、借地人たちが今後の下掃除は各自で仕切るという趣旨の書簡（のち裁判で「甲第一号証」と称されるもの）を新地主宛に送付。</p> <p>新地主は借地人宛の回答書（のち裁判で「乙第三号証」と称されるもの）で貸地料金の引き上げを通告。</p>
1881	明治14	1.	<p>借地人たちは各自で下掃除を仕切るようになる。他方で新地主・差配人側による下掃除を実力で阻止していった模様。しかも、借地料金の値上げに応じなかった。</p> <p>この年、内藤と高田が共同で栗原ら11名を相手どり、下掃除請求の訴訟を起こし、東京裁判所に出訴。</p>
		10.29	<p>初審の判決（原告内藤・高田の敗訴）。</p> <p>おそらく年内に、内藤・高田が東京上等裁判所に控訴。</p>
1882	明治15	2.	<p>覆審の判決（共同控訴人の逆転勝訴）。</p>
		4.25	<p>栗原ら10名が大審院に上告。</p>
		10.10	<p>大審院の判決（上告を棄却。借地人側の敗訴）。</p> <p>新地主・差配人側がその地主的所有地・差配地の下掃除から借地人たちを排除することが最終的に確定する。</p>

典拠：史料①②③④より作成。

の内藤某¹⁸⁾の後見人で同所の平民の内藤某¹⁹⁾および本郷区本郷4丁目26番地の平民で差配人²⁰⁾の高田某)。代言人：溝口某(下谷区下谷仲御徒町²¹⁾の平民)。

被告；東京府本郷区本郷真砂町7番地の平民の栗原某・太田某・富沢某・権田某・上野某・小野某・仙波某・谷某・根本某²²⁾、および同所の

群馬県士族の田木某²³⁾と同平民²⁴⁾の村本某²⁵⁾。代言人：太田某(京橋区銀座 寄留)。

訴の提起；連帯原告人の内藤と高田は連名で、連帯被告人の住所の地を管轄する東京裁判所に訴状²⁶⁾を差出した。訴状には、訴訟の標目が下掃除の請求とされ²⁷⁾、請求物件は下掃除で²⁸⁾、被告の栗原ら11名に対し、内藤の地主的所有地であり高田の差配地になっている本郷区本郷真砂町7番地の下掃除をさせよ、という判決を求める旨、そしてこれにまつわる事実関係および出訴の理由が記載されていたであろう。この訴の提起はおそらく1881(明治14)年のことである。裁判所から呼出状と訴状を受け取った被告人は「原告人ノ述所非理不実ニシテ弁解ス可キ確証アラハ其書類ノ全文ヲ写載シテニ非理不実ノ事ヲ書ス可シ」という指示に従って作

18) 女性の名前である。この場合に限らずフルネームで知られるが、本稿では特別な場合を除き氏名は明記しないことにしてある。しかし苗字すら残さないとするれば、イニシャルもしくは記号(これでは性別すら不明になってしまう)による代替となるが、それでは出来れば避けたい抽象度が高まるだけでなく、この民事事件のように共同訴訟人の数がかかりのものになると、望ましくない抽象度が限界を超えると危惧せざるをえない。よって、苗字の方のみ残し、名前の方は省略して替わりに「某」を入れることにした(その「某」も原則は初出のみとした)。以下、同様にしてある。これで、人名の固有名詞的確定ではなく、あくまで素朴な具体性がある程度は保たれるであろうし、読み手が場合によっては知りたいと思うかもしれない、その人物のプライバシーではなく、あくまで社会経済史的役割の関するイメージも多少はわきやすくなるだろう。なお、その人物が歴史的な有名人である場合は上記の特別な例外に当たると判断してよいであろう。その方がむしろ敬意を表することになるはずだからである。

19) 男性の名前である。後見人を必要とした女性の家族が親族であろう。

20) 1873年からは「一切ノ訴状ハ首ニ原告人ノ氏名ヲ記シ住所身分ヲ肩書ニシ」となり、訴訟当事者氏名に肩書しなければならない身分について「身分トハ官名役名華族士族神職僧尼百姓何職何商売何渡世ト記スノ類」とされていたが(前掲「訴答文例並附録」第6条、第1条)、1875年に「人民署名肩書ノ儀自今……何府県華族士族平民ト記載可致此旨布告候事」(明治8年3月25日、太政官布告第44号)と改められていた。したがって、この訴訟当事者の身分として「平民」と記載され、肩書はそれで済むはずであるにもかかわらず、高田某だけが平民のほか「差配人」と記載されているが、なぜか。その共同訴訟人の内藤は地主であり、被告の共同訴訟人たちは内藤の地主的所有地の借地人で、かかる不動産賃貸借関係が訴訟の前提条件をなしているにもかかわらず、そうした地主・借地人とは記載されていないで、高田のみ余計に差配人と記載されているからである。おそらく一種の「役名」と解されている、この民事訴訟事件ではキーポイントになるものであったがゆえ特別に記載されることになったのであろう。当時における差配人の社会的役割が問われよう。

21) 代言人の住所は町名まで表示するに止めた。

22) この9名は男性の名前である。

23) 25) この2名は女性の名前である。

24) 原文がこうなっている。その意味が不明瞭だが、群馬県平民であろうか。つまり、この2人の女性は群馬県出身だが、本郷真砂町7番地に住んでいたことになろう。

26) 前掲「民事訴訟手続」第77条は、訴状に記載する必要項目を、①原告人の住所身分氏名、②代言人または代人をもって出訴する時はその住所身分氏名、③被告人の住所身分氏名、④被告人の住所裁判所より8里以外の地にあるときはその里数、⑤訴訟の標目、⑥請求物件の種類およびその額、⑦証拠書類の写し、⑧事実および出訴の理由、⑨出訴の年月日、⑩価額の見積を要するものはその見積価額、以上10項目としている。このうち、①～⑨は前掲「訴答文例並附録」に、⑩は「治安裁判所及始審裁判所ノ権限」(明治14年12月28日、太政官布告第83号)にもとづくものとされている。本稿で取り上げている事件のばあい、訴の提起は明治14年太政官布告第83号以前であろうから、その訴状には①～⑨が記載されていたであろうと理解できる。

27) そこで言われている下掃除の請求とは何を意味するのだが、汲取人に下掃除をさせる権限が請求者側に強制的に移譲される事態になることであろう。

28) この民事訴訟の第一審が区裁判所ではなく地方裁判所で扱われたということは、本郷真砂町7番地にある内藤の地主的所有地にして高田の差配地で11名の借地人の住まう地所の下掃除にともなう金額(このばあい1年間の下掃除代金になるのではないかと推定)が100円を超えるものになっていた当時の状況を予想させる。

成した「答書」を裁判所に提出、これで「解訟」は消え²⁹⁾、裁判での対決となった。

原告側提出書類；

甲第一号証：書簡（明治13年12月頃か。借地人から新地主内藤宛）で、「糞尿汲取方ノ儀ハ是迄該地差配ノ者へ付与致置候處治世変遷」とある。（史料④、「上告ノ要領」第一条）

甲第二号証：書簡（明治13年11月28日。借地人である谷ともう一人の2名から新地主内藤宛）で、「銘々ニテ汲取ベク申越」という内容。（史料①）

被告側提出書類；

乙第一号証：契約書（明治7年3月14日、地主小野より借地人たちが領収したもので、「該地〔本郷真砂町7番地〕ノ借地金ヲ五箇年間従前ノ通り据置キ年限後ニ至リ比隣並ニ引直スヘシトノ契約」。（史料④、「弁明」）

乙第二号証：附帯契約書（明治7年3月14日の契約書の特約で、地主小野から借地人たちが領収したもので、「借地代価比隣相当ノ額ニ至リタルトキハ下掃除ハ地借人銘々ニテ之ヲ汲取ルヘシトノ契約」。（史料④、「上告ノ要領」第一条）

乙第三号証：回答書（書簡〔甲第一号証〕に対する新地主から借地人宛の回答書。明治13年末頃か）で、「以書面申入候然ハ過日真砂町七番地下掃除汲取方ノ儀来十四年一月ヨリ住居人銘々ニテ被汲取候趣被申越承知致候」。（同上第二条）

「乍併旧来ヨリ是迄下掃除ヲ以テ差配人給料ニ相当罷在候處今般新規ニ銘々下掃除被汲取候ニ付テハ当方他区住居ニ付自分直差配モ難相成依テハ差配人給料ハ是迄ノ地代ノ内ヨリ差出候テハ何分引足不申就〔テ〕ハ来十四年一月ヨリ地代改正致候間此段御報迄御案内申入置候也」（史料④、「弁明」）

乙第四号証：「前地主ナル多田モ乙第四号裁

判状ノ如ク該契約〔乙第一・二号証〕アルコトヲ認知シ居ル」（史料①）とあるから、元地主の多田が関係する被告側に有利な証拠書類のようである。

判決；1881(明治14)年10月29日に、地主内藤とその差配人高田による借地人栗原はじめ11名に対する下掃除の請求を棄却する判決が下った。連帯原告人の敗訴。

[2] 控訴審（東京上等裁判所³⁰⁾）

原告（控訴人）³¹⁾；内藤・高田。代言人：溝口。被告（被控訴人）³²⁾；「栗原〔某〕外拾名」³³⁾で

30) 明治期の原則的な第二審裁判所の名称は、以下のように変遷した。

①司法省裁判所（明治5年8月3日から）。

②上等裁判所（明治8年5月24日から）。

③控訴裁判所（明治15年1月1日から）。

④控訴院（明治19年5月4日から）である。（前掲『裁判所百年史』18-24頁，528-531頁）

この控訴時点では②なので東京上等裁判所になるが、その判決時点では③なので東京控訴裁判所になる。明治15年1月1日を境にして名称が変わっていたのだから、現在の時点から往時をたどろうとするさい誤解ないし混同が生じやすい。因みに、「本年十月第五十三号布告ヲ以テ各裁判所ノ位置及ヒ管轄ノ区画改正候ニ付テハ従前布告布達中上等裁判所トアルハ控訴裁判所地方裁判所トアルハ始審裁判所区裁判所トアルハ治安裁判所ト改マリ候儀ト心得ヘシ」（明治14年12月28日、太政官布達第2号）とある。

なお、「控訴裁判所ハ民事刑事ノ始審ノ裁判言渡ニ対スル控訴ヲ裁判スル所ニシテ常立裁判所中事実ヲ裁判スル最上等ノ裁判所ナリトス」（小笠原美治注釈『治罪法註釈』1882年、天賜堂、176頁）、「大審院ハ特ニ法律適用ノ当否ヲ裁判スルニ止マリ事実ノ正否ヲ鑑定スル所ニアラサルナリ」（同書、187頁）とあるように、控訴裁判所は事実審としては最上等に位置づけられ、大審院は法律審と性格づけられていた。法学用語によって事実審と法律審を理解しておく。その場合の「事実」とは、権利の発生・消滅・変更といった変動の原因たる法律要件の要素としての「法律事実」で（渡部萬藏『法律大辞典』郁文舎、1908年、512頁）、かかる事実関係の存否が確定されなければならない事実問題を審理するのが事実審であり、事実審のなした裁判につき、その法令違背の有無のみを審査し裁判する上訴の審級が法律審とされる。

31) 32) 史料②には覆審を求めて控訴した者が原告と書かれ、その相手方が被告と書かれている。

29) 前掲「訴答文例並附録」第33条。

計 11 名³⁴⁾。代言人：太田³⁵⁾。

控訴の提起；敗訴となった内藤・高田はその初審を受けた東京裁判所に控訴を届け出た。この控訴の提起はおそらく 1881 (明治 14) 年のことである。控訴の届け出を受け取った東京裁判所はその裁判言渡の執行を停止した³⁶⁾。東京上等裁判所に送達された控訴状は東京裁判所の初審に服せず、再び東京上等裁判所に訴え覆審を求めるもので、それに記載すべき「訴訟ノ題目」³⁷⁾は下掃除の請求となっていたであろう。判決；この覆審の判決は 1882 (明治 15) 年 2 月、東京控訴裁判所によって下された。共同控訴人の逆転勝訴。

それぞれの訴訟当事者は第一審の原告と被告とに対応しているから、そのかぎりでは混同は起きない。しかし原告・被告だけでは第一審・第二審のどちらのことであるか区別しづらくなることもあるから、控訴審の原告・被告は控訴人・被控訴人と書くようにすれば、曖昧さはなくなるであろう。

- 33) 史料②にある表現で、栗原の名前は「某」に替えておいた。
- 34) 11 名のうち、栗原以外の氏名が書かれているのは太田・富沢・権田・上野・小野・仙波・谷・根本の 8 名で、2 名が書かれていない。おそらく、女性 2 名の氏名は初めから省略され、次いで男性 8 名の氏名が初めは書かれていたが、あとで省略されていったのであろう。太田の氏名を表わす五つの漢字には漢字一つ一つそのものの上に朱筆で点がふさされており、富沢から根本までの 7 名の氏名にはそれぞれの漢字の上に朱筆で縦線が引かれているからである。
- 35) この最後に書かれている太田 (被告の一員である太田とは別人) の氏名を表わす四つの漢字だけが、その前までに書かれている 8 名の氏名の書き方と違い、やや上寄りに書かれており、しかも朱筆は加えられていない。ことさら以上のような代言人の氏名の書き方をなぜ問題にしたかという点、史料②から直接的には太田から根本までの 8 人も代言人であるかのように読めるからである。史料②は「裁判申渡案」だけあって、それだけでは解説に困難を伴い、もし史料①を見るのであれば誤読は必至となろう難物である。
- 36) 「控訴上告手続」(明治 8 年 5 月 24 日、太政官布告第 93 号。明治 10 年 2 月 19 日、太政官布告第 19 号、改正) 第 7 条。
- 37) 前掲「訴答文例並附録」第 20 条。

[3] 上告審 (大審院)

上告人；栗原 外 9 名、計 10 名³⁸⁾。代言人³⁹⁾：鳩山和夫⁴⁰⁾ (東京府京橋区彌左衛門町 4 番地⁴¹⁾ 平民⁴²⁾)

- 38) 第一審の被告 11 名、控訴審の被控訴人 11 名、そしてこの上告審の上告人 10 名となっている。うち、全員の氏名が判明するのは第一審だけで、控訴審は 9 人の氏名まで初めは書かれたが、あとで 8 人の氏名が省略された形跡があることは前述した。上告審では栗原しか人名が書かれていない。しかも上告審では、それまでの栗原以外の 10 名のうち 1 名が上告人に加わらなくなっている。一方の共同訴訟当事者であった借地人の 1 名にはなんらかの事情で上告人呼出状が差し出されなかったようなのである。はっきりしたことはわからないが、仮にその人名を当てられるとしたら、いったん地主になったが借地人にもどってしまった小野の可能性が一番あるように考えられる。ただし証拠があるわけではなく、筆者の憶測の域を脱しきれない。
- 39) 借地人たちは上告人となるにあたり代言人を替えたのであった。借地人たちは第一審・控訴審での代言人太田に上告審での弁論を依頼しなかった。控訴審での逆転敗訴により、同じ代言人によっては予定する上告審での勝訴は望み薄と判断し、より有力な代言人を探し、新たな代言人に最後の望みをかけたことになる。
- 40) この裁判に登場してくる人物のなかで、この代言人だけをフルネームで示すことになった。そうするだけの価値がこの代言人にはあると考えられたからである。この裁判をおおよそ前後する頃までの、その略歴は次のごとし。鳩山和夫 (1856~1911) は安政 3 年江戸虎ノ門の作州勝山藩 (2 万 3 千石。下谷真島町に下屋敷があったためか明治初年に真島藩、のち北条県) 邸に生れ (のち母の生家三浦姓を名乗る)、明治 3 年貢進生 (10 万石未満の小藩からは 1 人、30 万石以上の大藩からは 3 人選抜) に藩から 1 人選ばれて大学南校 (一ツ橋外の護持院ヶ原に開校。最初の入学者は貢進生約 300 名、開成所以来の生徒 300 名、計 600 名。翌明治 4 年の学制改革で一時閉校し、約半数を除名、300 余名に再入学させる) に入り (最初の入学者は 15 の組に分けられ、初め第 15 組に編入されたが、明治 5 年に第 2 組・第 1 組と進級し、明治 6 年頃より級中の首席を占め続けたという)、明治 8 年に文部省第 1 期留学生 (計 11 名、うち法学 4 名) となり 5 ヶ年間米国学を被命 (在米中に鳩山姓に復帰)、コロンビア大学で B.L. の学位、エール大学で M.L. および D.C.L. の学位を

被告人；内藤，高田。

上告の提起：覆審で逆転敗訴となった被控訴人

受け，帰国後の明治13年8月東京大学法学部講師となり，明治14年12月東京裁判所検事局の代言人試験に合格して代言人の免許を取得，明治15年1月京橋区彌左衛門町の自宅を事務所として開業し東大講師をやめ（のち明治19年外務省取調局長兼翻訳局長のまま帝国大学法科大学教授を兼任，明治20年には文官試験委員・法科大学教頭〔法学部長〕・帝国大学評議員となり，明治21年法学博士），明治15年2月東京府会議員に1,572票の最高点で当選，3月免許代言人120余名の組合員からなる東京代言人組合の組合長に選出（明治16年・17年にも選出され三度重任するが，明治18年～22年外務省に奉職したため代言人の業務を中止，明治23年1月再び開業し4月東京代言人新組合長，明治43年東京弁護士会長），明治15年7月東京府会郡部会議長となっていた（鳩山春子編『鳩山の一生』1929年，2-33頁，43-51頁，492-498頁。中山茂『帝国大学の誕生』中公新書，1978年，4-9頁，参照）。となると，東京の最高レベルの代言人鳩山が法曹界に登場したばかりであり，控訴審で逆転敗訴させられた借地人が東京代言人組合長にして東京府会議員最高得点者鳩山を押し立て，いわば背水の陣をとったわけなのであろう。上告人が希望を託すに足るほど高いその弁護士能力の一端はコロンビア大学留学時から始めていた判決例の研究であらう（前掲鳩山編書，25頁，参照）。とすれば，この民事訴訟事件において，第一審判決にある理由と控訴審判決にある理由とを比べたはずの鳩山は前者の方にもとづいて弁論していくことで大審院判事の頭脳を動かしようとする期待したのであろう（同上書，408頁，参照）。そして，十代前半で謡曲を習ったことにより声量抑揚をある程度心得，留学中の演説で試練をくぐって鍛えられ，咽喉は人に物を聴かせる一番の機械であるから咽喉の素養・養成法を強調し雄弁の技術に一家言のあった鳩山（同上書，10頁，30-31頁，405-407頁），その舌鋒さぞ鋭かったであろう弁論には大審院判事も特に目置いて傾聴したのではあるまいか（同上書，56頁，参照）。その痕跡がわずかながら史料③④に残っているように思われる。

- 41) ここに設けられた事務所は鳩山の独創になり，わが国の弁護士（当初は代理人で，明治9年の代理人規則により免許代言人時代に入り，明治26年の弁護士法により弁護士時代となる）事務所の嚆矢という（同上書，291頁）。
- 42) 士族のはずが，史料③④共にこうなっているの

で，11名のうち10名は上告せんと東京控訴裁判所に届け出た。上告があっても控訴審の裁判の執行は停止されない⁴³⁾。そして東京控訴裁判所の終審を不当なりとし，その破棄を求めて1882（明治15）年4月25日，大審院に上告状を提出した。

判決；大審院は1882（明治15）10月10日，原裁判所の裁判は破棄すべき理由がないとの判決を下し，上告は棄却された。

3. 訴訟の前提

[1] 明治初年としておいてよいであろう，東京府第四大区七小区本郷真砂町2番地⁴⁴⁾（のち東京府本郷区本郷真砂町7番地⁴⁵⁾）に表示変更されると理解できる⁴⁶⁾。図1⁴⁷⁾と図2⁴⁸⁾，参看）は

- 43) 前掲「控訴上告手続」第17条・第18条。
- 44) 図1にみえる「真光寺」と境界を接している「貳番」で，地積は485坪6合1勺，沽券金額は710円，明治6年12月時点での地主名は小野佐平となっているのがそれである。なお，真光寺の地積が記載されていないが，その跡地になる図2の櫻木神社・十七番（瑞泉院）・十八番・十九番（櫻木神社は本郷真砂町，あとは本郷4丁目に属する）の合計から逆算すれば2,774坪8合4勺，それに本郷通りに抜ける道路部分を加算したものになろう。
- 45) 図2にみえる櫻木神社・瑞泉院と境界を接している「七番」で，地位等級は85等，地積は505坪2合となっているのがそれである。地位等級は地租改正によるものであろう。なお，瑞泉院とは真光寺の境内にあった一つの院の名称にちがいない。1912年調査時点で真光寺は本郷区に宅地1,378坪（真砂町に1筆98坪，本郷4丁目に5筆1,280坪）を所有し，この他に少なくとも墓地704坪を所有していた（前掲『地籍台帳・地籍地図〔東京〕』第1巻，200頁，第3巻，140頁・158頁，第6巻，138頁）。
- 46) 二つの地番の位置と地割が同じようであるから，両者は対応していると理解した。つまり，ある時点で（明治9年か明治11年かであろう）地番が変更されたが，同じ地所であると判断した。後者が地積が少し増えているのは後掲の西川光通「例言」にあるごとく精細なる実測によるものであろう。
- 47) 明治6年12月東京府地券課作成の「明治六年東京六大区 沽券地図」76枚の複製版のなかの「第四大区七小区図」（76枚中の46）の部分



图1 东京府第四大区七小区 (部分)



図2 東京府本郷区 (1878年) 部分

地主が多田某⁴⁹⁾で、差配人が相川某であり、10戸余の借地人が居住していた模様である。

[2] そうした借地人のなかの一人小野がこの土地を地主多田から払い下げてもらうことになり、その際の引合人になったのが差配人相川であった。この土地払い下げは推測するに1873(明治6)年のことであろう。その際、苦情があったので、両者間で特別の契約が成立した。⁵⁰⁾次の二つがそれである。

48) 『大日本 改正 東京全図 本郷区 十五葉内十一号 実形 二千四百分一』(西川光通編輯, 明治11年5月9日 版權允許 出版人西川光穂, 明治12年刊行。以下, 「明治11年 東京全図 本郷区図」と略記)の部分を転載。この地図は『大日本 改正 東京全図 十五葉のうち1枚であるが、この全十五葉の地図の意義について、西川光通が明治12年3月に誌して地図の余白に刷り込んだ「例言」に次のようにある。

「此図ハ曾テ東京府庁ニ於テ管下一般ノ精細地図ヲ調製セントシテ其官吏ニ命シ実地ニ就テ調査ヲ遂ケラレ漸クニシテ落成セシモノナルカ早ク明治五年ノ頃ヨリ着手サレ爾後再三市街道路ノ変更アル毎ニ之ヲ改正シ殆ント前図ヲ一變スルノ際ニ方リ又地租改正ノ事アルヲ以テ更ニ其民有地ノ間口奥行坪数等ノ精細ナル実測ヲ得テ之ヲ記入ス殆ント大成シタルモノニシテ世間未タ此ノ如キ精細緻密ナル良地図アルヲ見ス実ニ一箇ノ珍宝ナルモ只謄写ノ俣府庁ノ倉庫ニノミ存シテ人民一般ノ便益トナラサルヲ遺憾ニ思ヒ府庁テ請テ之ヲ縮写シ既ニ其檢閲ヲ受ケ之ヲ上鐫スルノ際ニ方リ又郡区改正ノ挙アルヲ以テ其区画ニ基キ之ヲ十五葉ニ区分セシハ展覽ヲ便ニセンカ為ナリ」。文中には明治初年の東京府による次のような地図作成の経過が概説されているだろう。①明治5年以前に作成したもの。②ほとんど前図を一変したもので、前掲「明治六年 東京六大区 沽券地図」がそれに当たろう。③地租改正による地位等級と間口・奥行の計数すら書き込まれた精細緻密なもので、前掲「明治11年 東京全図」がそれに当たろう。

なお、文中にある郡区改正とは明治11年11月2日の東京府の布達による、府下11大区103小区(郭内つまり後の15区内の地域の6大区70小区制と、郭外つまり郡部の地域の5大区33小区制とから成る)を廃止して、郭内を15区(麴町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・赤坂・四谷・牛込・小石川・本郷・下谷・浅草・本所・深川)に分け、郭外を6郡(荏原・南豊島・北豊島・東多摩・南足立・南葛飾)に分ける15区6郡の決定のことであろう。(『東京百年史』第2巻, 1972年, 803-807頁, 参照)

49) 氏名のうち氏だけ残し、名は省略した。以下、上告審における上告人側の代言人の名のほかは、同様に省略してある。これは史料からの引用文でも同様である。なお、多田は1912年調

[3] 1874(明治7)年3月14日、小野(借地人であったが、新たに地主となり、その一郭に住居をかまえ、ほかは借地人に貸していたらしい)は、明治7~11年の5カ年間は貸地料金を従来通り据え置き、1879(明治12年)からは近隣の貸地料金水準に改定するという「契約

査の時点で、住所が麻布区坂下町3番地、その所有する土地は日本橋区の3筆の宅地で、金吹町に73.09坪(地価2,192円70銭)、本船町に138坪(10,764円)、松島町に74.33坪(1,114円95銭)、計285.42坪(14,071円65銭。1坪当たり平均地価49円30銭)となっていた(前掲『地籍台帳・地籍地図[東京]』第1巻, 99頁, 第2巻, 78頁・81頁・94頁)。その住所とする地番が所有地となっていないのは多田がおそらく長男の多田源太郎の所有名義にしていたがためであろう。とすれば、この多田家の土地所有規模のためには少なくとも両者のそれを合算する必要がある。少なくとも、と書いたのは三男かもしれない芝区白金町に住む多田源三郎が芝区に3筆の353.37坪を所有しているからであるが、問題は他にも二つある。東京市内の宅地所有者としての多田源太郎は3人(それぞれ住所が違い、上記の①麻布区坂下町在住、その他に②日本橋区室町在住、③麻布区筈町在住)いたことになっているからである。その所有宅地面積は①が2,599坪、②が112坪、③が424坪、となっていた。あくまで同名異人として②③を除外すれば、この多田家の所有宅地総面積は2,884坪になり、仮に三男として加えれば3,238坪になる(同上書, 第1巻, 99頁)。

もう一つの問題は、1906(明治39)年末時点の調査結果によれば、多田源太郎は所有地積6,009坪とされているからである(竹内餘所次郎「東京市の大地主(二)」『平民新聞』明治40年1月20日)。竹内による調査は上記の3人を同名同人としてくくりにしていたのであろうか。仮にそうだととしても、まだ2,000坪以上の差がある。いずれにしても、この多田家は明治初年には本郷真砂町2番とといった地所を処分しつつも遅くとも明治後期までには東京市中の宅地大地主になっていたのである。

50) これは判決原本中の以下の一節の解釈にもとづく——「旧来該地ノ差配人ナル引合人相川[某]ニ於テ該地所ハ曾テ小野[某]ニ於テ下ヲ受クル際他ノ借地人ハ銘々ニテ下掃除汲取居タルモ苦情有之ヨリ乙第壹式号証ノ如ク特別ノ契約ニ相成タルコトハ聞及ヒタル旨明言シ」(史料①, 下線は引用者)。文中の下線部分の理解に難がある。まず、小野以外の借地人の動向として、戸別の下掃除権にもとづき汲取りさせていたように読めるが、後述のように、下掃除代を受取っていたのは差配人相川のようなからである。また、新たに地主となった小野が下掃除権を主張してくるのを借地人が危惧したことでの苦情なのか、借地人による下掃除の現状に対する新地主小野の苦情なのか、明瞭でない。

書」(のち乙第一号証)を、借地人とむすぶ。

とすると、明治初年から明治11年までのおよそ10年間は近隣に比べて低い借地料だったようなのである。

[4] それと同時に「特約」として「附帯契約書」(のち乙第二号証)をとりかわしたらしい。新しい借地料金が近隣のそれと比べて「相当ノ額」に改定された場合、借地人が下掃除を行ないうる(つまり下掃除代を借地人所得とする)としたものである。

[5] 1879(明治12)年1月、先の「契約書」にいう期限となり、地主は貸地料金の改定(値上げ)を行なった。

[6] このとき先の「特約」にもとづき、借地人は自ら汲取人に依頼し下掃除代金を受け取るようになったのだが、結局その権利を行使しなかった。相川というその土地の差配人に下掃除を自分たちに渡すよう要求したところ、相川がその所得から離れることを嘆いたため、そのまま放置しておいた。

[7] そのため1879(明治12)～1880(明治13)年の2年間も、下掃除は地主側が行っていた。「其期限ナル明治十二年一月ニ於テ當時ノ地主カ該契約ノ如ク借地金ヲ比隣並ニ引直シタルニ際シ下掃除ノ進退モ之ト共ニ引直ノ要求ヲ做スヘキハ当然ナルニ独リ借地金ノ引直ヲ履行セシ而已ニシテ其期限ヲ経過スル幾ント二箇年ノ久シキニ至ルモ下掃除ハ依然トシテ該地主ノ進退ニ任放シ置キタルナリ」(史料④,「弁明」)。

[8] この土地の所有が小野から内藤に移転した。1880(明治13)年11月であろう。小野は借地人として同じ土地にとどまった。「当時ノ地主ナル小野(現今ハ該地ノ借地人ナリ)」(同上)

[9] この土地の差配人も、前地主のもとでの相川から新地主のもとでの高田⁵¹⁾にかわった。

[10] 1880(明治13)年11月28日に突然、借地人の谷ともう一人の2名が「銘々ニテ汲取ベク申越」(のち甲第二号証)に及んだ(史料

①)。

[11] これに対する地主の借地人宛「回答書」(のち乙第三号証)で、下掃除代を借地人所得にするなら、そのぶん貸地料金を引き上げると通告。ただし、この書面を送付したからといって、借地人による下掃除を承諾したわけではなかった。

[12] 1881(明治14)年1月から借地人は選んだ汲取人に下掃除させて下掃除代を所得に始めた。

[13] その頃であろう、借地人は新地主宛に、約言すると「地所差配人等カ借地人ノ糞尿ヲ所得トスル旧慣ノ如キハ条理ノ然リトスル所ニアラサルヲ以テ是等モ時世ノ変遷ニ因テ改良シ各借地人ノ進退ニ任セ諸税上納ノ一助ニセン」という意味の「書簡」(のち甲第一号証)を送付。(史料④,「弁明」)

[14] しかも新地主からの借地料引き上げには応じなかった。新地主の差配人による下掃除権行使を妨害しもしたであろう。お互い下掃除権の実力行使にでたことになろうが、その場合、借地人の方が有利になったはずである。ここに地主・差配人側が公力に訴えてねばならなくなった。

51) 本郷真砂町7番地の地主となった内藤がその差配人に選んだ高田の住所である本郷4丁目26番地(図2によれば、地位等級は97等、地積は90坪1合5勺)は以前は第四大区七小区本郷4丁目17番地(図1によれば、地積は88坪1合5勺、沽券金額は200円[1坪当たり平均沽券金額2円27銭]、地主名は高田)となっており、差配人として使われる高田も明治初年ではこの地所の地主だったのである。そして、この地所は1912年調査の時点では地価が2,524円20銭(1坪当たり平均地価28円)、所有者が豊国銀行(本店は日本橋区小網町、その東京市中の所有宅地総面積は1,880坪)となっていた(同上書、第3巻、140頁、第1巻、56頁)。明治期の土地所有の変動ぶり(地価の上昇程度)をうかがわせるほんの一例であろう。

4. 第一審判決手続の進行過程

[1] 1881 (明治14)年,地主内藤とその差配人高田が借地人栗原ら11名を相手取って「下掃除請求ノ訴訟」を起こし,東京裁判所に訴えた。

(1)「本訴請求スル本郷真砂町七番地ノ下掃除汲取方ハ府下ノ慣習ニテ従来差配人ノ所得ナル處」であったが,(2)明治13(1880)年11月28日「甲第弍号証ノ如ク突然被告谷[某]外壠人ヨリ銘々ニテ汲取ベク申越ニ付乙第三号証書面ヲ送リタルモ原告ハ承諾シタルニアラズ」,(3)しかるに明治14(1881)年「一月後被告共ニテ銘々汲取居ルニ付乙第弍号証ハ原告ノ関知スル處ニアラザレバ府下慣習ニ基キ原告ハ汲取度然ラザレハ地代直上ゲテ請求スル旨陳述ス」。(史料①)

[2] 提訴に対する被告側の申立ては次のようであったらしい。

(1)乙第二号証には「借地代価比隣相当ノ額ニ至リタルトキハ下掃除ハ地借人銘々ニテ之ヲ汲取ルヘシトノ契約」があり,(2)かつ乙第三号証は新地主内藤がわれわれ借地人に「糞尿ヲ汲取ルコトヲ承諾シタル」ものであるから,(3)内藤とその差配人高田による我々に対する下掃除の請求には応じ難い。(史料④,「上告ノ要領」第一条)

[3] 原告側の反論は次のようであったらしい。

(1)借地人たちが送付してきた書簡(甲第一号証)には,糞尿汲取の権限は差配人から借地人に移すのが時代の流れであるという理由を示すだけで,(2)いささかも前地主との特約(乙第二号証)による掛け合いではなかった。(3)そもそも前地主と借地人との間の契約書および特約の存在を原告は知らなかったから,この乙第一・二号証は原告に対して無効である。

[4] 1881(明治14)年10月29日,判決が言い渡された(判事1名,判事補2名,全員一致)。それは次のようなものであった。

(1)乙第一号証・乙第二号証という「特別ノ契約」が成り立っていたことを聞き及んでいたと相川は明言し,(2)この契約を多田も認知しており,(3)のみならず「乙第三号証中(銘々ニテ汲取ラレ候趣被申越承諾致候云々)トノ文詞ヲ視ルモ已ニ原告ハ被告銘々ニテ汲取ルコトヲ承諾シタルコト明瞭ナリトス」,(4)「而テ地代ハ比隣相当ニ相成居ル上ハ乙第弍号証ノ契約有之ニ付直増ヲ求ムル理由之レナキモノトス」,すなわち借地料は近隣地に比べて低いわけではなく,すでに値上げされて「比隣相当」になっているがゆえに,その反対給付として借地人側に下掃除させることを前地主が認める契約があったのだから,新地主・新差配人側が下掃除の請求もしくは貸地料値上げの要求をする正当性はない。(5)「因テ本訴原告ノ請求相立タズノ但訴訟入費ハ原告ヨリ償却ス可シ」。(史料①)

被告側の申立てが是認されたとしく,原告側の下掃除請求は棄却された。原告の敗訴。

5. 第二審判決手続の進行過程 (史料②)

[1] 始審に不服な内藤・高田は覆審を求め控訴に及んだ。

[2] 被告(被控訴人)側の陳述は次のようであった。

(1)新地主からの回答書(乙第三号証)の通り,下掃除を借地人の所得とするのを新地主は承諾していた。(2)その回答書の末文に,地代金改正云々とあるが全く当てはまらない要求なので,承諾しなかったのはすでに前地主との特約(乙第二号証)で明治12年1月より地代金が引き上げられているからである。

[3] こうした陳述がなされたので原告(控訴人)側をただしたところ,次のような申し立てであった。

(1)そうした地代金の引き上げはあったが,隣地並になったとはいえない。該地の比隣では差配人が下掃除を所得にしているのだから,被告た

ちの借地でも従前のようにその下掃除を原告差配人の所得にするべきなのに、現今のように被告たちの所有になっているままでは原告地主の所有地に属すべき所得が毀損するので、隣地並とはいえないようになってしまっているからである。

(2) それゆえ、回答書の末文で地代改正を申し入れたのである。なお、原告側は被告側証拠書類乙第二号証が偽造ではないかとの疑問を呈した模様である。

[4] 1882 (明治15)年2月、判決 (主任判事1名、副任判事2名、全員一致)。

(1) 乙第二号証を案ずるに、その文中には地借金が隣地並になったときには下掃除も借地人が銘々でなしようとあり、これによってみれば被告たちの地借金が隣地並に引き上げられたばあいには直ちに下掃除を被告方が取得すべきなのは論をまたない。ところが、被告たちが下掃除を取得しなかったのは該地の差配人であった相川なる者が下掃除を自分たちに渡すべきだという被告たちの要求に対して下掃除の所得から離れることを嘆くのでそのまま放置しておいたからである、という被告側の言明をみれば、前地主のもとでも差配人なる者が出来ていて、下掃除はこの者の所得となっていたので、差配人から下掃除を取り上げるに忍びなかったというわけである。被告たち自ら下掃除を放棄したことになろうか。

(2) 甲第一号証には、糞尿汲取方の義はこれまで該地差配の者へ付与してきたが治世の変遷により糞尿を他人に付与すべき条理はもはやあるべきはずがないとか、差配人すらも変動する時節なので旧慣を洗除して当該不浄物の汲取を借地人たち銘々でなすべきであるとか書かれていても、いささかも乙第二号証の特約による要求であるとの主張がなされていない。

(3) こういうわけであるから、被告はすでに前地主から地借金を引き上げられているので乙第二号証と乙第三号証によって「糞尿ノ所得ハ得ヘシト」いえども、これと原告が求める地代

改正を承諾しないという言い分とは両立しえないので、「被告乙第三号証即チ原告ノ返書ニ拠リ下掃除ノ所得ヲ得ント欲セハ相当借地金ノ増額ヲモ肯諾セサルヲ得サルモノトス」と言渡した。

(4) 訴訟入費は被告から原告へ償却すべし。

6. 第三審判決手続の進行過程 (史料③・④)

[1] 栗原ら10名の借地人は覆審判決の破棄を求めて、1882 (明治15)年4月25日上告。その上告理由は次のようであった。

(1) われわれ借地人が甲第一号証のような書簡を新地主に送付したので、我々が乙第二号証にもとづく権利を放棄した、と東京控訴裁判所は認定したが、「抑モ上告者カ甲第一号証ヲ被上告者ニ送付シ以テ糞尿汲取ノコトヲ掛合ヒタルハ是レ乙第二号証ニ因テ生スル所ノ権利ヲ抛棄シタルニ非シテ乃チ第二号ノ契約アルカ故ニ其掛合ヲナシタルモノト論セサルヲ得ス何ントナレハ凡ソ地借人ノ下肥ハ其地ヲ差配スル者ノ所得トスヘキモノナルコトハ東京府下一般ノ習慣ナルカ故ニ地主ト借地人ノ間ニ特約アルニアラサレハ借地人ハ強テ之ヲ所得トナスコトヲ得サルモノトス」。

(2) したがって、特約があったからこそ我々は一般の習慣に反する書簡を送付できたのであり、もし特約がなかったなら下肥の慣習に添わない書簡を送付しえる条理はないわけである。

(3) それから、回答書のなかの一文によって新地主が借地人の書簡による掛け合いを承認したものであることは事理に照らして明らかである。このように、書簡による掛け合いをすでに承諾していたはずの新地主が控訴までして再度われわれに対して下掃除請求の訴えを起こすような権利はないこと明瞭である。

(4) にもかかわらず、東京控訴裁判所が回答書に対しその性質がいかなるものかの説明を与えないのみか、書簡の送付を理由に、特約にもとづく権利を放棄したものであると裁定したの

は事理に背反した不当の判決であり、われわれは服し難い。

[2] 大審院は東京控訴裁判所の判決に対して、その要旨は (1) 借地人たちが新地主に掛け合う際に書簡にあるような一文(「糞尿汲取方ノ儀……治世変遷」)を用い、特約によらなかったことから判断すると、借地人たちは特約の権利を放棄していたとみなすことができ、(2) それゆえ、借地人たちが新地主からの回答書によって下掃除の所得を得ようと欲するなら相当の地借金の増加をも承諾せざるをえない、という判定であるとみなし、この判決を不当の裁判にあらずとする立場をとった。

[3] 大審院による覆審判決を支持する「弁明」は次のようであった。

(1) 明治12年1月に当時の地主が借地金を引き上げた際に、明治7年3月14日の契約書特約(乙第二号証)にもとづき借地人は下掃除の権利を行使しようとするれば出来たのにそうせず、その後2年間も従来通り地主側が行使するのを放任していた。

(2) 新地主宛の書簡には乙第二号証にもとづく要求であると書かれていず、その要旨としては、差配人らが借地人の糞尿を所得にしている現行習慣は不条理なものであるから、時世の変遷があるなかで旧慣として改められるべきで、各借地人の自由処分に任せ納税の一源泉にするという意味のことが書かれている。しかも今回、上告代理人は「東京府下一般ノ習慣ナル差配人ノ所得トスルコトヲ陋習視シテ之ヲ一洗セントノ請求」であると明言した。つまり、一般論の主張にすぎない。しかも、これが上告人側の本音なのであると解せざるをえない。特約があったから東京一般の習慣に添わない書簡を送付したという前後関係は認めがたい。

(3) そうだからこそ、覆審で原告側がもっとも信認できないのは乙第二号証であるとしていたはそれなりの理由があるのであり、仮にそれが乙第一号証に付帯する真正の契約証だとしても、その特約の効用を借地人自ら失効させてし

まったものとみなさざるをえない。

(4) 新地主の回答書にしても、書簡による借地人の請求を承諾したものではない。そのなかの一文(「乍併……申入置候也」)は、「若シ借地人ニ於テ下掃除ノ進退ヲ希望スルアラハ之ニ換ヘテ地代ヲ増加セント反求スルノ文意タルヤ一目瞭然ニシテ掩フ可ラサルモノアレハナリ」。

(5) したがって、東京控訴裁判所が被告に言渡したことは不当な裁判ではない。

[4] 明治15年10月10日、判決(判事3名、全員一致)。「右ノ次第ナルヲ以テ原裁判所ノ裁判ハ破毀スヘキ理由ナキモノトス / 但上告入費ハ上告者ヨリ弁納スヘシ」

7. 借地人の存在形態、そして雪隠の存在形態

約505坪の敷地を12戸(元地主の小野を加えて)が借地(仮に平均すれば1戸当り約42坪の敷地となろうか)し、そこにある程度の建ぺい率で建坪をとって建築するといった、それぞれ戸別の家持形態ではなかったのか。借地人たちが東京裁判所に被告側証拠書類として提出した乙第二号証に「下掃除ハ地借人銘々ニテ之ヲ汲取ルヘシ」とあったから、借地人たちはそれぞれ下掃除させる場所を個別に占有していたことになる。したがって、惣雪隠ではなく、戸別雪隠になっていたはずである⁵²⁾。

因みに、ここで明治前期東京の中心部の一地域における雪隠の存在形態を瞥見しておこう。そのための有力なデータになりうるのが「神田区内市街衛生上実施調査」(明治17年12月)⁵³⁾

52) 惣雪隠と戸別雪隠については拙稿①、参照。なお、惣雪隠という名称には近世的色彩が濃く、近代的名称が総雪隠になるのではなからうか。

53) 『東京市史稿』市街篇・第69巻(東京都、1977年)47-132頁、所収。原史料は『明治十七年神田区内市街衛生上實地調査 第壹號』(東京府文庫)である。両者には若干の異同があるので、必要な場合は原史料に依拠する。

における「総雪隠」⁵⁴⁾である。

1884 (明治17)年の神田区は町数99、丁数125、戸数32,204(B)、人口104,708(C)であるが、そのなかに総雪隠1,656⁵⁵⁾(D)が存在していた。別に街頭便所118があるから、この総雪隠はそうした公共的な街頭便所ではなく、特定の複数の戸数の住人が共同で使用する私的なものということになる。(表2, 参照) 町別の総戸数に占める総雪隠数の比率が10%超の町が13町(表2のD/Bがアンダーラインつきゴチックの町で、全99町の13%を占める)、5%超なら46町(D/Bがゴチックのみ)が加わり、合計59町(全体の約6割にあたる)となる。明治前期東京における総雪隠の典型的な分布状況を示すものといえよう。

そうした総雪隠を日常的に使用する住人は主に借家人で、とりわけ裏長屋の住人は必ずそうであったろう。表3は神田区内の六つの地番における最下等の裏長屋の事例である。建ぺい率は事例6を除いて76~85%と高率で、敷地いっぱい近くに長屋が建てられていた。1戸当り平均宅地坪数は4.13坪(表2にみる区全体のそれ17.84坪の23%)で、1戸当り平均建坪は3.21坪である。1人当り平均宅地坪数は1.43坪(表2にみる区全体のそれ5.48坪の26%)で、1人当り平均建坪は1.11坪である。最下等たるゆえんである。戸別雪隠を容れるなど全く不可能である。これほどのミゼラブルでなく

とも、表2にみられるような1人当り平均宅地坪数が3~4坪といった程度では戸別雪隠を容れる余地は極めて狭められていたといえよう。事例1と事例5の総雪隠の在り方は図3と図4のようであった。

神田区の状況から他の東京14区を推し量るのは材料不足にちがいないが、当時の借家人戸数の構成比の高さ(1880年代初頭の東京府下全15区の平均が70.4%、神田区が68.6%⁵⁶⁾)からして、総雪隠が構成的比重をもって存在していたことは疑いえないのである。そのことは戸別雪隠が支配的ではなかったことを意味する。

なお、当時の神田区内の借家人戸数を求めるに、32,204(表2のB)×68.6%(明治13年調査の借家人戸数比率)=22,092戸(E)となり、(E)÷1,656(表2のD)=13.34(F)との推計値になるから、平均すると約13戸で1総雪隠を使用していたのではあるまいか。このような場合、総雪隠に対する汲取りの回数は戸別雪隠に比べて、はるかに頻度が多からざるをえず、また下掃除代も高まらざるをえないことになり、それに差配人が関与していたなら、下掃除代に主眼が向かざるをえないことになろう。例えば仮に試算してみると、104,708人(表2のC)÷32,204戸(表2のB)からの1戸当り人数3.25に上記の(F)を掛けると43人になる。これに、例えば「一口廿五銭之下掃除」「一人一ケ年ノ糞尿代二十五銭(當時ノ相場)」(後出、引用文)を掛けた場合は1総雪隠当りの下掃除代が10円75銭になる。

8. 課税問題

本稿が取り上げた民事訴訟事件の原告側提出書類の一つである書簡(明治13年12月頃か。借地人から新地主内藤宛。甲第一号証)に、今後は借地人各自が取得すべき下掃除代を「諸税上納ノ一助ニセン」(本稿3.訴訟の前提[13])との意味が含まれていたらしい。その場合の諸

54) 同上書、48頁以下。なお、「總雪隠ハ惣テ油樽ヲ用ユルガ爲メ其糞尿井中ニ滲透ス。」という状況認識から、「總雪隠ハ飲料井ヲ距ルコト三間以上ニシテ、其糞壺ハ石造(石質緻密ナルモノヲ用ユヘシ)ニ改メ、陶土ヲ以テ其周圍及基底ヲ作り、以テ滲漏ヲ防ガズンハアルベカラス。」との「改良按」が打ち出されていた(同書、72-73頁)。油樽が用いられていた。総雪隠を排除するのではなく、あくまでも総雪隠の存続を前提とした上での改良案になっているのである。

55) 同上書、50頁には2,656と算出されているが、間違いと判断したので修正した数値である。

56) 拙稿②、参照。

表 2 神田区内の町別の戸数・人口・総雪隠・街頭便所 (1884 年)

部名	町名	丁数	民有宅地面積 (A)	戸数 (B)	A/B	人口 (C)	A/C	総雪隠 (D)	D/B	街頭便所	
一 部	錦町	3	坪	1,082	坪	2,891	坪	25	%	-	
	小川町	1		819		2,539		8	2.3	1.0	1
	小計	2		50,082		1,901		26.34	5,430	9.22	33
二 部	淡路町	2		681		1,813		13	1.9	3	
	南甲賀町	1		354		917		6	1.7	-	
	北甲賀町	1		170		594		10	5.9	-	
	東紅梅町	1		160		570		10	6.3	-	
	西紅梅町	1		193		530		13	6.7	-	
	袋町	1		148		378		6	4.1	-	
	鈴木町	1		137		396		19	13.9	1	
小計	7	70,487	1,843	38.24	5,198	13.56	77	4.2	4		
三 部	猿楽町	1		638		2,269		19	3.0	-	
	裏猿楽町	1		90		284		4	4.4	-	
	一ツ橋通町	1		212		904		3	1.4	1	
	今川小路	3		624		2,191		9	1.4	2	
	南神保町	1		176		622		8	4.5	-	
	北神保町	1		161		585		5	3.1	-	
	西小川町	2		354		1,040		14	4.0	-	
	中猿楽町	1		343		1,181		7	2.0	-	
	裏神保町	1		198		815		3	1.5	-	
	表神保町	1		618		1,678		5	0.8	-	
	猿楽町 自一丁目 至三丁目	3		613		2,147		13	2.1	-	
	三崎町	3		369		1,004		13	3.5	2	
小計	12	125,871	4,396	28.63	14,720	8.55	103	2.3	5		
四 部	鎌倉町	1		99		361		18	18.2	-	
	皆川町	1		335		1,133		29	8.7	-	
	千代田町	1		314		1,373		26	8.3	1	
	松下町	1		85		256		14	16.5	-	
	永富町	1		164		525		12	7.3	-	
	蠟燭町	1		339		695		17	5.0	-	
	旭大町	1		491		1,327		31	6.3	2	
	堅大町	1		264		925		21	8.0	1	
	新銀町	1		715		2,215		42	5.9	-	
	新塗師町	1		71		368		7	10.0	-	
	佐柄木町	1		472		1,849		24	5.1	1	
	連雀町	1		426		1,318		18	4.2	2	
	多町	2		500		1,802		43	8.6	1	
	新石町	1		206		682		22	10.7	2	
	関口町	1		61		218		5	8.2	-	
	西今川町	1		47		173		5	10.6	2	
	雉子町	1		397		1,198		24	6.0	1	
美土代町	4	1,071	3,244	37	3.5	5					
三河町	4	839	2,961	56	6.7	2					
小計	19	87,800	6,896	12.73	22,623	3.88	451	6.5	20		
五 部	上白壁町	1		76		270		13	17.1	1	
	下白壁町	1		211		630		15	7.1	-	
	鍛冶町	1		411		1,041		38	9.2	1	
	鍋新石町	1		411		1,374		26	6.3	1	
	通新石町	1		312		945		20	6.4	-	
	須田町	1		229		709		26	11.4	3	
	紺屋町	1		464		1,528		35	7.5	2	
	黒門町	1		259		862		18	6.9	-	
	松田町	1		247		667		11	4.5	-	
	小柳町	1		333		865		34	10.2	-	
	西福田町	1		183		674		6	3.3	1	
	北乗物町	1		63		225		4	6.3	-	
	南乗物町	1		91		286		8	8.8	2	

部名	町名	丁数	民有宅地面積 (A)	戸数 (B)	A/B	人口 (C)	A/C	総雪隠 (D)	D/B	街頭便所
部	美倉町	1	坪 61,389	48	坪 12.02	234	坪 4.03	4	8.3	1
	富山町	1		269		748		15	5.6	—
	平永町	1		324		878		18	5.6	—
	元柳原町	1		373		1,108		21	5.6	4
	柳町	1		177		652		6	3.4	1
	東松下町	1		590		1,522		19	3.2	3
	小計	19		5,107		15,218		4.03	337	6.6
六部	東福田町	1	72,496	361	16.33	835	4.94	10	2.8	3
	東今川町	1		34		106		—	0.0	—
	材木町	1		186		775		20	10.8	—
	元岩井町	1		326		915		18	5.5	1
	東紺屋町	1		419		1,223		26	6.2	—
	大和町	1		337		1,120		23	6.8	1
	松枝町	1		347		1,321		26	7.5	4
	岩本町	1		422		1,617		28	6.6	3
	東龍閑町	1		374		1,204		24	6.4	2
	豊島町	1		763		2,852		59	7.7	4
	江川町	1		163		568		11	6.7	—
	富松町	1		223		623		7	3.1	1
	久右衛門町	1		133		325		6	4.5	—
	橋本町	3		349		1,178		8	2.3	—
小計	14	4,437	14,662	4.94	266	6.0	19			
七部	宮本町	1	73,963	224	13.98	796	4.06	10	4.5	—
	台所町	1		329		874		19	5.8	—
	同朋町	1		421		1,393		17	4.0	—
	松住町	1		158		431		5	3.2	1
	旅籠町	3		611		2,293		25	4.1	4
	山本町	1		341		965		11	3.2	2
	末広町	1		726		2,746		25	3.4	1
	金沢町	1		347		1,737		13	3.7	—
	五軒町	1		632		2,412		11	1.7	2
	栄町	1		223		749		15	6.7	2
	元佐久間町	1		181		579		10	5.5	—
	亀住町	1		206		635		11	5.3	1
	田代町	1		173		574		11	6.4	2
	松富町	1		471		1,321		23	4.9	—
	仲房町	2		178		469		11	6.2	3
	花房町	1		67		210		5	7.5	3
小計	16	5,288	18,184	4.06	222	4.2	21			
八部	佐久間町	4	32,481	1,199	13.90	4,618	3.74	80	6.7	6
	元久右衛門町	2		156		550		14	9.0	1
	八名川町	1		109		349		6	5.5	—
	餌鳥町	1		69		240		3	4.3	—
	相生町	1		199		708		25	12.6	—
	松永町	1		434		1,798		19	4.4	1
	花岡町	1		—		—		—	—	17
	花田町	1		118		262		9	7.6	1
	和泉町	1		11		24		6	54.5	1
	平河町	1		41		124		5	12.2	—
	小計	10		2,336		8,673		3.74	167	7.1
合計	99	125	574,569	32,204	17.84	104,708	5.48	1,656	5.1	118

典拠：『東京市史稿』市街篇・第69（東京都，1977年）50-57頁より作成。

備考1) 原史料である「明治十七年 神田區市街衛生上實地調査 第壹號」（東京府文庫）の序文（明治17年12月）には、東京15区のなかでも特色ある神田区を八つの部に分けて調査したこと、部のなかのグループ別の特徴が次のように記されている——「抑神田区ハ都府中第一等二位スル人口多数（明治十七年一月調査人口十萬四千二百二十四人）ノ区ニシテ、從テ戸数稠密ナルノミナラズ貧民ノ巢窟其半ヲ占ム。〔中略〕ノ但、本区ヲ調査スルニ當リ之ヲ八部ニ別ツ。其一二三ノ部ハ、神田橋ヨリ西北駿河台ノ方面ニシテ、重ニ土地高燥或ハ人戸稀疎ノ場所ナルヲ以テ、改良ヲ要スル箇所少ナク、其四五ノ部ハ、神田橋ヨリ東北ニ當リ、地味卑湿、半バ貧民ノ巢窟トモ稱スベキ場所ナルヲ以テ、衛生上改良ヲ要スル主点ノ部分ナリ。又七八ノ部ハ、万世橋以北即チ外神田ニシテ、四五六部ノ如ク甚シカラスト雖モ多少改良ヲ要スベキ点アリ。斯ノ如ク每部各其趣ヲ異ニス。」（同上書、48頁）

2) A/BとA/Cは勺未満を切捨てた。D/Bは小数点以下第2位を四捨五入した。

3) 神田区の全面積は839,808坪、「建家」は290,092坪5合とあるから（同上書、77頁）、民有宅地総面積を全面積で割ると68.4%（民有宅地比率）、「建家」を建坪と解して民有宅地総面積で割ると52.05%（民有宅地全体の建べい率）となる。

表3 神田区内の最下等の裏長屋の事例 (1884年)

事例番号	町内番地	宅地坪数 (A)	建坪 (B)	建蔽率 B/A	戸数 (C)	人口 (D)	1戸当り平均 宅地坪数 A/C	1戸当り平均 建坪 B/C	1戸当り平均 宅地坪数 A/D	1戸当り平均 建坪 B/D
1	永富町6番地	24.75	19.00	77	5	17	4.95	3.80	1.46	1.12
2	黒門町6番地	77.00	64.50	84	16	50	4.81	4.03	1.54	1.29
3	末広町25番地	85.50	69.00	81	23	50	3.72	3.00	1.71	1.38
4	末広町26番地	85.00	72.00	85	20	45	4.25	3.60	1.89	1.60
5	新銀町23番地	74.00	56.00	76	18	70	4.11	3.11	1.06	0.80
6	猿楽町2丁目4番地	70.75	43.75	62	19	60	3.72	2.30	1.18	0.73
計 (平均)		417.00	324.25	(78)	101	292	(4.13)	(3.21)	(1.43)	(1.11)

典拠：前掲『東京市史稿』市街篇・第69、75頁より作成。

備考1) B/Aは小数点以下第1位を四捨五入した。

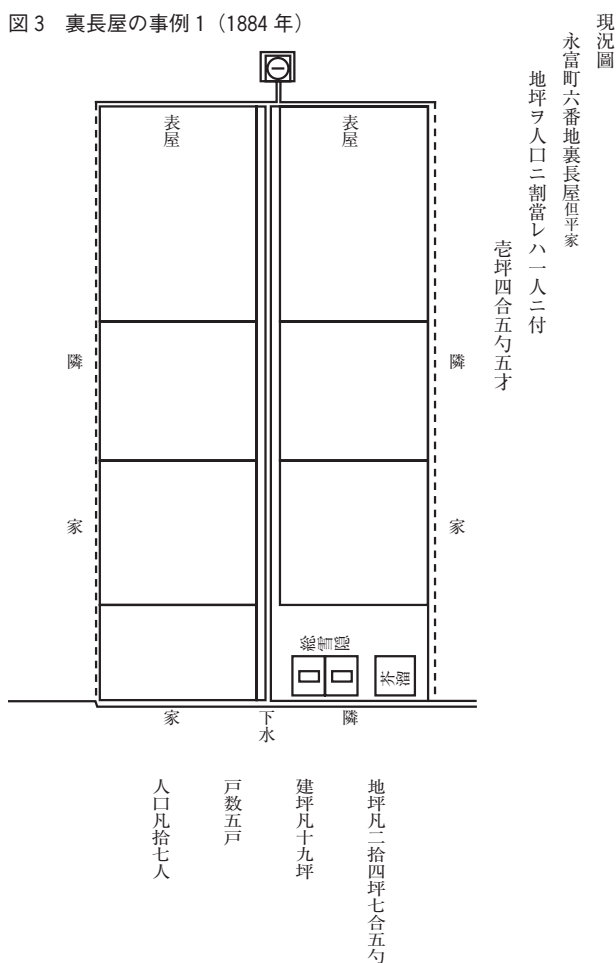
2) A/C, B/C, A/D, B/Dは小数点以下第3位(面積単位は才)を四捨五入した。

3) 事例1は平家, 事例5は2階家であると明記されている。他は明記されていないが, 事例2・3・4は平家, 事例6は2階家であろう。

税には特に戸数割税⁵⁷⁾が強く意識されていたのではあるまいか。以下若干, 明治前期の東京に即して戸数割税を検討する理由である。

明治前期の地方財政の大改革とされる1878(明治11)年7月22日太政官布告第19号「従前府県税及民費ノ名ヲ以テ徴収セル府県費区費ヲ改メ更ニ地方税トシ規則左ノ通被定候條此旨布告候事」(いわゆる地方税規則で, これによって地方税は「地租五分一以内」・「営業税並雑種税」・「戸数割」の税目に従い徴収すとされ⁵⁸⁾, 戸数割の税目が営業税雑種税・地価割税と並んで地方税三種中の一つに列せられた)にもとづき課税権者となった東京府は, まず1879(明治12)年3月3日甲第21号で東京戸数割規則および六郡戸数割規則を布達して, 15

図3 裏長屋の事例1(1884年)



57) 戦前(1939年まで)の日本地方財政における主要な税源であった戸数割税の最新の研究水準を画したのは水本忠武『戸数割税の成立と展開』(御茶の水書房, 1998年)であろう。従来の学説の検討もなされていて参考になる。

58) 『明治十一年 法令全書』16-18頁。

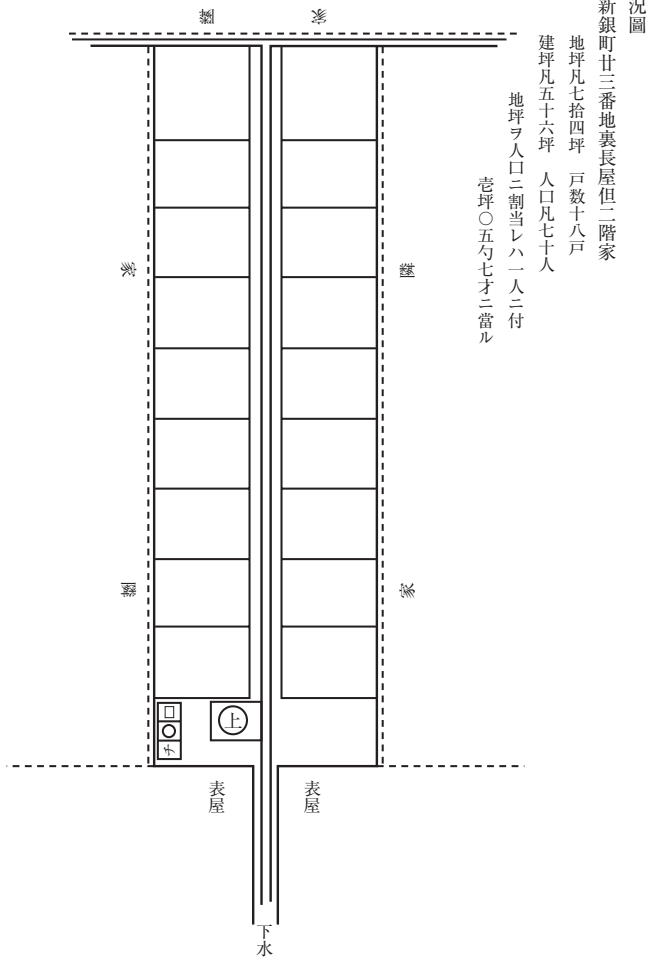
区に分および6郡の分を徴収する直接的根拠とし⁵⁹⁾、これを受けて同年6月4日に同年度地方税徴収予算を立てた⁶⁰⁾。当初その戸数割税は15区が70,000円、6郡が15,000円と見積られ、うち15区の分は各区ごとに「東京戸数割

は戸数割を免除すべき者を議定し、その種類または名簿を区長に送付し、区長はこれを府庁に報告すべし、とされた(第3条)。

なお、この両規則が明治12年1月22日開議の東京府臨時会にかけられた際の議案説明のなかに以下のごとくある——「地二課スルノ民費ニ制限アレバ、本府ニ於テモ戸數割規則ヲ施行セザルヲ得ズ。已ニ之ヲ施行スル者トスルトキハ、其方法ノ便否得失ヲ研究スル最モ緊要トス。本府従前ノ民費タル、舊朱引内ハ小間ト稱シ、貸地収入金一ヶ月ニ付一圓ヲ得ベキ地ヲ一ト小間ト稱シ、其小間ノ數ニ應シ諸般ノ費用ヲ課賦シ、朱引外ハ高割反別地價割等種々ノ方法ヲ以テ單ニ之ヲ地ニ課賦ス。故ニ戸數割ニ於テハ舊法ノ則ルベキナク習慣ノ據ルベキナシ。加之十五區ハ戸ノ轉變甚ダ多ク、其貧富モ亦大ニ懸隔シ一層困難ノ情況アリ。設シ府廳及ビ府會ニ於テ直ニ各戸ノ課額ニ關涉シ又ハ戸ノ等差免除等一定ノ法則ヲ以テ拘制セントスルトキハ、其事ノ煩擾ナルハ勿論、大ニ實地ノ情況ニ反スルアラシキコトヲ恐ル。」(同上書、135-136頁)

59) 『東京市史稿』市街篇・第62(東京都,1970年)134頁。この両規則によって、戸数割税は毎年3月に府庁において府会の議をとり、翌年度の各区もしくは各町村の課額を決定し、それを各区長もしくは各戸長に達すべし、とされた(両規則の第1条)。以下、東京戸数割規則に即する。各区長は毎年5月と11月に区会で各戸の等級および賦課の乗率を議定せしめ、その乗率により次半年度の各戸の課額を算出し、これを前取すべし、とされた(第2条)。そして区会

図4 裏長屋の事例5 (1884年)



60) その東京府通常会における予算案説明によれば、地方税三種を比較すると、営業税雑種税は「概ネ市街ナルヲ以テ、営業税雑種税ヲ課スヘキ者極メテ多数ナリ。……会社各商ノ數凡五萬、雑種税中課税スヘキ營業ヲ為ス者凡貳萬、其他諸車ノ員數興行ノ上り高等亦郡村ノ比ニ非ス。」という15区の経済を立てる基本だが、その種類が限られているため「其種類ニ非サル者ハ、仮令巨万ノ財産ヲ有シ盛大ノ營業ヲ為スト雖モ課税スルヲ得ス。」という難点があり、地価割税という「地ニ課スル者ハ地主ニ非レハ直接ノ賦課ヲ受ケス。」という難点があるけれど、「独戸數割税ハ賦課ノ区域頗ル広キカ故ニ、課税充當ヲ得ルトキハ、納税者ノ困難ヲ覺ヘサル此税ニ如クモノナカルヘシ。」とされ、新たに起こした戸数割に地方税の主力がおかれようとしていた。(同上書、503-505頁)

表 4 東京戸数割表 (1879年)

区 名	戸 数	1 区平均	1 戸平均	各区課賦金		1 戸平均課額
		1 坪地価		課額乗数		
	%	円 銭		円 銭	%	銭 厘
日本橋	19,842 (9.3)	5.54 [2052]	20	11,115.33 (15.9)		56.0 [200]
京 橋	18,464 (8.7)	2.28 [844]	14	7,240.37 (10.3)		39.2 [140]
神 田	25,885 (12.2)	1.90 [704]	12	8,700.34 (12.4)		33.6 [120]
浅 草	25,153 (11.8)	1.02 [378]	12	8,454.30 (12.1)		33.6 [120]
芝	19,120 (9.0)	0.59 [219]	10	5,355.43 (7.7)		28.0 [100]
下 谷	11,606 (5.5)	0.49 [181]	10	3,250.79 (4.6)		28.0 [100]
本 所	18,785 (8.8)	0.48 [178]	10	5,261.60 (7.5)		28.0 [100]
麴 町	10,094 (4.8)	0.47 [174]	10	2,827.29 (4.0)		28.0 [100]
本 郷	11,465 (5.4)	0.41 [152]	10	3,211.30 (4.6)		28.0 [100]
深 川	16,156 (7.6)	0.40 [148]	10	4,525.23 (6.5)		28.0 [100]
四 谷	6,416 (3.0)	0.37 [137]	10	1,797.09 (2.6)		28.0 [100]
麻 布	5,877 (2.8)	0.36 [133]	10	1,646.12 (2.4)		28.0 [100]
小石川	8,236 (3.9)	0.31 [115]	10	2,306.87 (3.3)		28.0 [100]
牛 込	9,105 (4.3)	0.31 [115]	10	2,550.27 (3.6)		28.0 [100]
赤 坂	6,275 (3.0)	0.27 [100]	10	1,757.60 (2.5)		28.0 [100]
合 計	212,479 (100.0)			70,000.00 (100.0)		

典拠：『東京市史稿』市街篇・第62(東京都, 1970年) 529-530頁より作成。

備考1) 各区課賦金は銭未満を切捨て、1戸平均課額は厘未満を切捨てである。

2) 戸数と各区課賦金のカッコ内の合計値に占める比率は四捨五入してある。

3) 1区平均1坪地価と1戸平均課額のカッコ内はそれぞれの最少額を100とした場合の倍数で、四捨五入してある。

4) 乗数については、註61)の引用文を参照されたい。

表」(表4,参照)のごとく見積られていた⁶¹⁾。

しかし実際には15区に分を69,805円、6郡の分を15,994円と配当し(表5,参照),各区ごとの課額にも変更があつて⁶²⁾,微調整されたが,先の東京戸数割表が賦課の基準にされていたと見なせよう。

15区に対して東京府は地価調査にもとづく乗数により分賦していった各区ごとの戸数割課額を配当するだけで,各区内の納税義務者と納税免除者については区役所に任せた。区内の各戸の戸数割課額の算出にせまられた区役所では<明治12年度戸数割課税調査書>なるものを作成した。それには区内の総戸数,うち所有地に家作し住居する地主戸数,借地に家作し住居する借地家持戸数が記載されていた⁶³⁾。宅地所有の有無と持ち家の有無,という二つの基準で区内戸数が分類されたことになるが,なぜであるのか。

それは,明治12年度に戸数割税を賦課する

61) その東京府通常会における戸数割課税課額予算説明に次のごとくある——「明治十二年度ニ於テ賦課スヘキ戸数割ハ、十五區ニ金七萬圓六郡ニ金壹萬七千圓ヲ要セリ。……今其金額ヲ各區各町村ノ課額ヲ定ムル所以ヲ詳明スヘシ。本府十五區ノ地ハ土地ノ盛衰太夕懸隔スルモノアレハ、戸数割ヲ賦課スルモ亦一様ニスヘカラス。現ニ十五區中日本橋區ノ如キハ其景況ノ旺盛ナル他區ニ卓絶シ、而テ京橋區神田區淺草區ノ如キハ其景況日本橋區ニ及ハスト雖トモ、之ヲ山ノ手諸區ニ比較スレハ大ニ超絶セリ。而シテ其盛衰ノ景況ヲ認ムヘキモノハ其區平均ノ地價ヲ視ルヨリ切ナルハナシ。如何トナレハ、地價ナル者ハ土地ノ盛衰ニ應シテ貴賤ヲ殊ニスレハナリ。依テ本書各區ノ課額ヲ定ムルニ、先各區平均ノ地價ヲ調査シ、日本橋區ハ五圓以上、京橋區ハ貳圓以上三圓未滿、神田區淺草區ハ壹圓以上貳圓未滿、其他ノ諸區ハ壹圓未滿ヲ得タリ。因テ壹戸平均課額ノ乘率ヲ設クルニ、一區平均地價五圓以上ノ區ノ各戸ハ壹圓未滿ノ區ノ各戸ニ比較シ一倍ヲ出ス者トシ、壹圓毎ニ等級ヲ立テ本書ノ乘率ヲ制定セリ。六郡ハ土地ノ景況大差ナキヲ以テ、其町村ノ戸數ニ應シ均シク賦課スル者トセリ。」(同上書, 530頁)。

62) 同上書, 509-510頁。例えば,日本橋區は12,073円(8.6%増),本郷區は3,511円(9.3%増),赤坂區は1,704円(3%減)といった具合である。

表5 明治12年度東京府地方税徴収予算 (1879年)

大税目	小税目	15区之分	6郡之分
営業税	会社税	円 銭 846.00 (会社の等級, 1~5等。年税, 15~3円。72軒分)	円 銭 54.00 (6軒分)
	諸卸売商税	19,408.32 (卸売商の等級, 1~5等。年税, 15~3円。2,208軒分)	1,476.72 (168軒分)
	諸仲買商税	5,713.40 (仲買商の等級, 1~4等。年税, 10~3円。1,078軒分)	954.00 (180軒分)
	諸小売商雑商税	36,889.00 (小売商雑商の等級, 1~5等。年税, 5~1円。12,944軒分 ¹⁾)	5,975.00 (2,096軒分)
	計	% 62,856.72 (17.5)	% 8,459.72 (10.1)
雑種税	船税	570.70 (国税の半額)	806.55
	車税	23,480.00 (国税の半額。39,049輛 ²⁾)	3,854.25 (10,974輛 ³⁾)
	魚市場税	19,075.00 (問屋売上金の1/100)	520.00
	青物市場税	2,756.00 (問屋売上金の1/200)	744.00
	劇場税	12,095.00 (木戸銭の5/100)	
	諸興行所・遊覧所税	1,158.00 (木戸銭の5/100)	
	諸遊技場税	2,355.00 (玉突場21,楊弓場207,室内射的場16,投扇競場3, 琴弓・大弓・吹矢場各1。月税, 1円50銭~50銭)	15.00 (楊弓場1, 大弓場1)
	料理屋税	3,009.00 (料理屋の等級, 1~3等。年税, 12~6円。358軒分)	
	待合茶屋・遊船宿・芝居茶屋・人寄席税	4,368.00 (待合茶屋230軒, 遊船宿180, 芝居茶屋137, 人寄席181。月税, 50銭)	420.00 (料理屋40軒, 遊船宿4, 人寄席10)
	質屋・両替屋・為替店・廻漕店税	19,308.00 (等級, 1~5等。年税, 15~3円。質屋1,477軒, 両替屋486, 為替店4, 廻漕店179)	4,143.00 (質屋556軒, 両替屋18, 廻漕店2)
	古着商・古金商・古道具商・書画骨董店税	18,398.00 (等級, 1~5等。年税, 10~1円。古着屋2,695軒, 古金屋1,016, 古道具屋3,400, 書画骨董屋106)	1,143.00 (総数448軒の4/10を除税とし, 残った270軒)
	旅籠屋・飲食店税	9,302.50 (等級, 1~4等。年税, 10~2円50銭。旅籠屋1,153軒, 飲食店2,569軒, 合計3,722軒のうち半数を除税とし, 残る1,861軒)	1,852.50 (総数743軒の1/2を除税とし, 残った371軒)
	湯屋・理髮床・雇人請店税	5,817.60 (湯屋1,049軒, 雇人請店574軒, 月税20銭。理髮床1,602軒, 月税10銭)	1,044.00 (湯屋208軒, 雇人請店204, 理髮床406)
	遊芸師匠税	2,850.00 (950人, 月税25銭)	129.00 (43人分)
	遊芸稼人税	4,164.60 (上~下等の3等級。月税, 1円~15銭。上等102人, 中等338人, 下等507人)	291.00 (66人分)
	俳優税	3,750.00 (上~下ノ下の5等級。月税5円~50銭。上等12人, 中等13人, 下ノ上等37人, 下ノ中等38人, 下ノ下等203人)	240.00 (10人分)
	相撲税	1,290.00 (上~下等の3等級。月税, 50銭~12銭5厘。上等98人, 中等126人, 下等216人)	
	幫間・芸妓税	30,312.00 (幫間21人, 月税2円。芸妓753人, 月税3円。小芸妓150人, 月税1円50銭)	3,114.00 (芸妓79人, 小芸妓15人)
	水車税	20.00 (1ヶ所に搗臼10個と見積り, 1日に年税20銭。10ヶ所)	190.00 (水車搗臼は1ヶ所に臼2個, 搗臼は10個と見積り, 95ヶ所)
屠牛税	3,534.50 (明治10年度の屠殺数9,045頭と同様と見積り, 1頭につき50銭, 15区割受高)	988.00 (明治10年度屠牛数9,045頭と同数と見積り, 郡部割受高)	
	海苔取海面税		440.00
	計	% 167,613.62 (46.8)	% 19,934.30 (23.7)
営業税・雑種税 計		230,470.62 (64.3)	28,394.02 (33.8)
15区・6郡 計		円 銭 258,864.64	% (58.5)
地価割税		58,046.00 (16.2)	39,593.00 (47.1)
15区・6郡 計		97,649.00	(22.1)
戸数割税		69,805.61 (19.5)	15,994.15 (19.0)
15区・6郡 計		85,799.76	(19.4)
合計		358,322.23 (100.0)	83,981.17 (100.0)
15区・6郡 計		442,303.40	(100.0)

典拠：『東京市史稿』市街篇・第62 (東京都, 1970年) 492~503頁より作成。

注：1) 23,951軒から米雑穀塩噌醬油薪炭青物甘諸飲水商あわせて5,460軒を除き, さらにその3/10を除税すべき者と見積り, 残った軒数。

2) 3) 15区は, ①2匹立馬車176輛, ②1匹立馬車280, ③荷積馬車66, ④2人乗人力車14,998, ⑤1人乗人力車6,286, ⑥牛車59, ⑦荷積大車1,743, ⑧荷積中小車13,163, ⑨自転車2, ⑩西洋形大車1, ⑪西洋形中車5, ⑫西洋形小車2,270輛。6郡は, ①5輛, ②24, ③1, ④1,041, ⑤1,091, ⑥16, ⑦114, ⑧8,662, ⑨1, ⑩19輛。

に先だち区内現在戸を調査したものはずだが、調査の際、まず宅地所有者か否か、ついで住宅所有者か否か、を分類基準としていた。かかる分類基準の設定は、不動産（宅地と住宅）所有の有無を区役所が重視し、それを戸数割税賦課に反映させようとしたことになろう。どのように反映させたのであろうか。その反映の仕方が明白でないが、少なくとも上の二分類が基準となり、極端な場合は、区内全戸数が不動産所有の有無で大分類され、不動産所有の戸主にのみ賦課されたという事態すら想定される。

東京戸数割規則は区役所に区内の各戸の等級を議定するよう命じていたから、その前提作業でもあったのではないか。宅地および持ち家という不動産所有を各戸の等級区分の基準にしたのであろう。また同規則は、戸数割が免除されるべき者の報告を府にするよう、区に求めてもいたから、戸数割税は区内全戸数に課するものとされていなかった。そうした納税免除者は借家人のなかにこそいたはずである。それが借家人のなかにどの程度いたか、極端な場合、借家人の全戸数に及んでいたのかなど、不明である。それゆえ、多少あいまいにならざるをえない。が、ともかく先の「東京戸数割表」のなかの「1戸平均課額」なるものは、あくまでも各

区内全戸数に戸数割税を賦課したと仮定しての数値にすぎない。この表でそのように算出されていたということは、当初は区内全戸数に賦課する建前で、規則にある納税免除者は例外的なものという前提があったことになろう。この前提通りになったかが問題である。なぜか。

1880 (明治 13) 年 9 月 20 日付で東京府地方税調査委員が 15 の区長に地主戸数と借地家持戸数を取り調べて回答するよう命じ⁶⁴⁾、日本橋・麻布・四谷・牛込・本郷・本所の 6 区が回答に遅延するや 10 月 5 日付文書で督促したので⁶⁵⁾、間もなく 6 区はそれぞれ回答していった⁶⁶⁾。

東京府は 15 区に明治 13 年度戸数割税を課す

63) 例えば、明治 13 年 9 月 29 日付の芝区長から東京府地方税取調委員宛の文書に「當区内惣戸数之中地主家持之員数取調之上御回可申様御通知之趣了承則十二年度戸数割税調査書ニ仍り別紙之通概数取調候條此段御送付旁及御回答候也」とあり、添えられた別紙に、

「 芝區
一 惣戸数貳萬三千四百八拾壹戸
一 地主 自己ノ所有地ニ家作居住スル者 千戸
一 家持 自己ノ家作ニ住居スルモノ 四千五百九十戸
已 上

とある（「各区地主家持調」、『明治十三年 回議録第一類 府会』[東京都公文書館所蔵]所収）。そこにいう「家持」は借地家持のことではなければならない。

64) 例えば、明治 13 年 9 月 29 日付の神田区長から東京府地方税調査委員宛の文書に「當区内惣戸数之内家持地主之員数御調……本月二十日附御通知候趣致承知以別紙之通取調及御回答候也」とあり、添えられた別紙に、

「 神田區惣戸数之内
地主現住家 自己之所有地ニ家作住居スル者
一 戸数七百五拾七戸
地借現住家 借地自己之家作ニ住居スル者
一 戸数七千五百四拾貳戸
右之通ニ候也

とある（同上史料）。そこにいう「家持」が借地家持であることを明記している。

65) 明治 13 年 10 月 5 日付の東京府地方税調査委員から日本橋区・麻布区・四谷区・牛込区・本郷区・本所区の区長宛の督促文書に「自己所有地ニ家作住居之者并借地家作住居之者ノ員数取調方去月二十日及御照会」のところ未だ差し出されていないので統計を至急に提出せよ云々、とある（同上史料）。

66) 例えば、明治 13 年 10 月 11 日付の麻布区役所から東京府地方税調査委員宛の文書に「過般御照会有之候當区内自己所有地ニ家作住居者并ニ借地家作住居ノ者員数別紙之通ニ有之候此段及御回答候也」とある（同上史料）。なお、明治 13 年 9 月 22 日付の麻布区役所から地方税調査委員宛の文書で、「地主家持員数取調方」の通知に対して、およそ 15 日間位を要するだろうから来る 10 月 10 日頃までには取り調べて差し出すと回答していた（同上史料）。にもかかわらず、註 65) のように督促しているのだから、東京府地方税調査委員がいかに急いでいたかが分かってくる。

るために急いでいた。＜明治12年度戸数割税調査書＞が各区にあった。その書類には地主戸数と借地家持戸数がでていた。明治12年度の戸数割税はこの両者に課せられたのではあるまいか⁶⁷⁾。明治13年度の戸数割税も当初は地主と借地家持に課するつもりで、そのために各区に地主戸数と借地家持戸数を精査させた。その結果は、区内全戸数に対して地主戸数と借地家持戸数のあまりに劣勢なることが厳密に数値化されたことである。この両階層だけを戸数割納税義務者にすると、戸数割税収を増大しづらくなるし、この自己家作者層に不均衡な過負担を及ぼすことになる。

そのためではないか、東京府は東京戸数割規則を改正せんと1880(明治13)年10月27日甲第132号で十五区戸数割規則⁶⁸⁾を布達した。その内容は次のようであった。

- (1)戸数割税の課額は「家主借家人ヲ論セス」
(うち家主とは、家の所有者の意味であるうから、ここでは地主と借地家持になる)、各戸使用の建物を目安として定める。その方法として次の3点を参考にして

課額を定める。

- ①建物の広狭を定めるのに、1戸の使用に属する家屋倉庫等の建坪(2階以上も通算)を算入して査定する。
 - ②石・煉瓦・土蔵造は木造の2倍とする。
 - ③敷地の優劣(地位1等～地位161等以下を1～9等に分類)を分かち、各等の乗率を設ける。
- (2)使用建物通計10坪未満の者は除税する。
(3)戸数割賦課の目安とする建物(建坪10坪以上)を11月1日現在で使用する各戸主に、所定の書式で建物の番地・建坪(階別)を区役所に差出させ、賦課の目安とする建物を調査する。その書式には借家のばあいは戸主とは別に家主もしくは差配人の署名捺印を要する⁶⁹⁾。

上の「家主借家人ヲ論セス」ということは、納税義務者とする際に家主と借家人との間に一線を引いて借家人を課税に優遇してきていた事態を意味するはずで、上述の筆者の推測を裏づけるものではないか。その優遇策をやめるというわけである。

そして、東京府は同年11月4日に十五区戸数割規則施行順序を制定した⁷⁰⁾。これによって区役所は算出した戸数割税金額を記した端書を戸主に送付し、戸主はその端書に税金を添え区役所に納入するものとされ、前半年度分は7/31、後半年度分は1/31までに徴収することになった。

この施行順序の制定のあとに、上述の書簡がだされているから、その「諸税上納ノ一助ニセン」との含意は戸数割税のことにちがいない。

67) とすれば、15区の戸数割税は全212,479戸に賦課されたのではなく、例えば本郷区では、全戸数11,465で区課賦金3,211円だから1戸平均課額は28銭になるが、実際には3,211円÷3,690戸(同上史料にある本郷区の地主戸数1,168と借地家持戸数2,522の合計)＝87銭という税額が区内の地主・借地家持層に平均すれば課せられていた算術になるのではないか。仮に「一口廿五銭之下掃除」「一人一ケ年ノ糞尿代二十五銭(當時ノ相場)」「(後出、引用文)とすれば、およそ一家族分ではほカバーしうるものなのである。自己家作者にとって、新たな戸数割税と下掃除代金は均衡的な関係にあるものとして意識され始めていたのであろうか。

68) 『東京市史稿』市街篇・第64(東京都,1973年)154-157頁。なお、先の明治12年3月甲第21号の東京戸数割規則は十五区戸数割規則と呼ぶようになったらしく、この明治13年10月甲第132号はその十五区戸数割規則の改正という形になっている。しかし紛らわしいので、前者はあくまで東京戸数割規則とし、後者を十五区戸数割規則と称しておく。

69) 「戸数割賦課ノ目安トスル建物ヲ本年十一月一日ニ使用スル各戸主ハ……左ノ書式ニ準ヒ建物ノ種類坪数ヲ記シ、其区役所ヘ差出スヘシ。

[中略]借家ナルトキハ家主ノ調印ヲ要スル左ノ如シ。ノ何町何番地ノ家主若クハ差配人ノ何誰印」(十五区戸数割規則,第4条)

70) 同上書,157-160頁。

しかも、この訴訟事件が大審院にもちこまれ審理にふされていた時期(前掲表1, 参照), 1882(明治15)年に東京府区部会の議決を経た区部家屋税賦課規則⁷¹⁾が東京府知事によって布達され(6月28日。7月1日施行), 東京府内の区部(15区)にかかる戸数割が家屋税に改められた。そこには、重要な変更がなされていた。家屋税を徴収する対象者から借家人を除外し、民有建物所有者に限定した⁷²⁾。賦課の対象となる建物を区役所が把握するのに、戸数割では建物を使用する戸主に書式を差し出せていたが、家屋税では建物所有者に限りそうさせることにした⁷³⁾。明治13年に除去したばかりの借家人優遇策の復活である。こうした短期間での税政策の転換は借家人層への課税徴収がいかに困難な状況であったかをうかがわせるが、その分、民有建物所有者、とりわけ地主層より戸数の優勢な借地家持層に負担がさらに波及することにならざるをえなかったであろう。

かくて、借地家持の所有建物に対する担税意識がますます強まらざるをえない事態が起きつつあったのである。上告審で借地人たちの代言人となった鳩山(当時、東京代言人組合長・東京府会郡部会議長)は法律専門家・東京府会議員重鎮として、こうした推移を熟知していたがゆえに、その上告理由のなかで課税問題にも言及したはずである。一争点になっていたのかもしれない。だからこそ、それが判事たちに一定の影響を与えて無視しえないものとなり、その事実が大審院判決のなかの一文節として盛り込まれたのであったにちがいない。

71) 『東京市史稿』市街篇・第66(東京都, 1974年) 363-366頁。

72) 「家屋税ハ民有ノ建物ニ賦課シ所有者ヨリ徴収スルモノトス」(家屋税賦課規則, 第1条)

73) 「区役所役所ハ当初建物所有者ヲシテ……建物届及ヒ図面ヲ差出サセ、建物台帳ヲ製置クヘシ。爾後ハ毎年前半年度ハ七月一日迄、後半年度ハ一月一日迄ノ増減変換ヲ届出サセ、之ヲ更正シ其現数ニ由リ賦課スルモノトス。」(同上, 第3条)

9. 小括

(1) 借地人は自らの糞尿を収入源にすることができなかった。下肥経済は地主経済の一環にくみこまれており、差配人所得となっていた。借地人糞尿の下肥化は差配人を媒介にしていた。下掃除の権利は地主側にあり、その権利の具体的行使は差配人にゆだねられていたものであろう。場所(下肥汲取先)——差配人——下掃除人、という関係が成立(借地人はこの関係の外に置かれる慣習)。

(2) こうした慣習のもとで栗原らの借地人は下掃除代を所得にしようとして、既成の地主的利害の一部に抵触することになった。特殊個別的事件にあらず、下掃除をめぐる旧慣を不条理として改良すべしという一般的要求に純化するまでに達した、と受け取られたようである。あげ足をとられる形となった。勇み足につけこまれる結果となった。

(3) 下掃除からの所得がいったい借地人階級もしくは都市地主階級のどちらに帰属するかという階級的利害を公権力が衡量するという地位に大審院は立たされることになったわけである。

(4) 地主的所有地における下掃除所得は土地所有利得の一分肢であった。

(5) 借地において下掃除所得にあずかろうとする借地人はその分の地代増額を負担する覚悟が必要とされた。その意味で、実質的に下掃除代は貨幣地代的なものに転化しつつあり、この準地代化は大審院判決によって公認されたものになった。下肥はそれが投下された耕地に豊沃度の差額地代をもたらす。都市に大量に発生する<肥沃土素材>を価値実現するための下掃除に準地代的なものが要求される段階(局面)に入り込んでいた。それが作物という生産物地代的形態でなく、現金という貨幣地代的形態として支配的になり、しかも売り手市場として活況を呈するがゆえに、その下掃除代金の分配をめぐる利害対立は非和解的なものにまでなるとい

う下肥経済の黄金期が到来しており、その状況下での象徴的な一事件であったことになろう。

10. 結びに代えて—東京下肥経済算術—

1876 (明治9)年3月3日付の第五大区五小区書記井口直治郎より東京府権知事宛の上申書 (地所差配人についての建言書⁷⁴⁾)には、差配人の社会や所得について、「カゝル社会ノ其根源ヲ尋ルニ地主ノ支給ニ有無アリ只主眼トスルモノ下掃除ナリカノ金円以テ務ル処言ヲマタス此輩老幼婦女子或ハ他町他区ニ住居シ大ニ差配ノ意ヲ失シ行届サルコ往々之ヲ醸ス依之東京府下ノ戸数大略十六万軒人口八十万一口廿五錢之下掃除トシテ積高貳十萬円ナリ此拾分一ハ則二万円ナリ三百戸ヲ以テト差配月番役トシテ其給スル處壱ヶ年三十七円五十錢ナリ是ヲ以テ至當人オヲ公選シテ組合立テ専務要ス残ル十分ノ九ハ毎地限差配渡シ置一層縮方伏テ希候也子文拙愚見恐縮百拜」(下線は引用者。二度にわたり前出したのはこの箇所である)、とある。

当時、東京では年間1人分に対する下掃除代金が25錢であったこと、16万戸で80万人とすれば年積算額が20万円に達する程の多額になるものであったこと、その下掃除代金は差配人が所得の主眼とするほどのものであったことなどを物語っている。

これは明治9年のことであるから、これ以降の明治前期に、上記の下掃除をめぐる事項はどうなっていたであろうか。それを、前掲『明治十七年 神田区市街衛生上實地調査 第壹號』にある「塵芥及糞尿ノ重量并収支金見積」(東京15区)のなかの「糞尿ノ部」⁷⁵⁾によって、概観しておこう。

74) 『東京市史稿』市街篇・第58 (東京都, 1968年) 175-176頁, 所収。原史料は『明治九年 区務改正調 (その一) 庶務課』(東京府文書)である。両者には若干の異同がある。本稿は原史料に依拠した (ただし, 句読点が付された前者の方が読みやすい)。

75) 前掲『東京市史稿』市街篇・第69, 76-80頁。

表6 東京15区の下肥経済 (1884年)

	1ヶ年	1日当り
糞尿の量 (重量) (容量)	81,000,000 貫目 (1,620,000 石)	221,917 貫目 (4,438 石)
汲取桶数	8,100,000 桶 (桶1個につき糞尿10貫目の積り)	22,191 桶
運搬車数	900,000 輛 (車1輛につき糞桶8個積み)	2,465 輛
運搬人夫数	1,799,450 人 (車1輛につき人夫2人)	4,930 人
人夫賃	359,890 円 (1人1日賃金平均20錢の積り)	986 円

典拠：前掲『明治十七年 神田区市街衛生上實地調査 第壹號』による。

「今東京人ハ婦人小兒ヲ合算シテ一ヶ年一人平均大凡一石八斗 (百八貫目) ノ糞尿ヲ洩スモノト積リ一日平均五合 (三百匁) ナリ糞桶一個ニ付十貫目ヲ容ル、ト積リ一人ニ付一ヶ年ニ九桶ノ糞尿ヲ生ス此割合ヲ以テ十五區総人口ノ重量ヲ左ニ起算ス」⁷⁶⁾として、いくつかの数値を列記していき (それを表にすれば、表6のようになる)、「右ノ割合ニテ一人一ヶ年ノ糞尿代二十五錢 (當時ノ相場) ト十五區ノ総人口 (九十万人ト積ル) ニ乗スレハ一ヶ年ニ二十二万五千圓トナル」⁷⁷⁾ (下線は引用者。二度にわたり前出したのはこの箇所である) と小括し、さらに「以上算出スル如ク塵芥及糞尿排泄量ノ夥多ナル実ニ驚ク可シ」⁷⁸⁾と記している。

上の引用文には、1年1人当り容量が1石8斗 (婦人子供合算1人平均1日5合×360日) で、その重量が108貫 (1日300匁⁷⁹⁾ [1,125匁] ×360日で求めたのか) とあるが、算出していく際には表6のように1石8斗 (90貫 [108貫×83.3%になる] =337.5匁⁸⁰⁾) で計算され、東京市中約90万人分 =8,100万貫 (303,750,000匁⁸¹⁾) =162万石 (重量は減らされているのに、容量は減らされていないので、結果的に1石=50貫で計算されていることになる) =810万桶と算出されている。1石=60貫 (225匁⁸²⁾) で計算されている。因みに米1石=150

76) 77) 78) 原史料による。

担($\div 3.75$ 担 = 40 貫)。1石8斗(90貫)ということは100貫=2石だから、10貫(37.5貫)=2斗入りの桶で、1荷にすると75貫になって、かつげないから⁷⁹⁾、車に積むための桶である。車1輛につき桶8個×10貫(2斗入り、37.5貫)=80貫(1石6斗、300貫)を積み、これを人夫2人が引き押すのであった。この積載で年間に900,000輛とされている。これだと、720万桶(144万石=7,200万貫)にしかない。計算上は1,012,500輛の運搬車数になるはずである。90万輛とされているのは搬出の過程で容量・重量が88.9%に減少してしまうと見込まれているためか。その必要労働力を提供する運搬人夫の数は1,799,450人とされているが、車1輛につき人夫2人で90万輛なら1,800,000人になるはずなのに、550人少なくされている。年間の人夫賃(1人1日平均賃金20銭)は359,890円と見積られる。

東京市中では1日に、4,930人(1,799,450人÷365日)の人夫が2人づつで1台の車輛を運搬するから、2,465輛(900,000輛÷365日)が行き交い、1台に8個の桶(1石6斗、80貫)を積むから、1台当りの下肥経済は62銭22厘(糞尿代22

銭2厘、人夫賃40銭)で、1日当り1,533円23銭(糞尿代547円23銭、人夫賃986円)になっていた。1日だけでも22,191桶分(8,100,000桶÷365日)=4,438石=約221,917貫=832,189貫が搬出されるのであるから、上の引用文の末尾で、その量のおびただしい多さは実に驚くべしと記されなければならなかったわけである。まことに1日平均5合(300匁=1,125匁)という日常性そのものの必然ならしむところであった。

明治9年から8年経過していた明治17年でも「糞尿代」25銭で、明治9年と同額の相場であったらしい。が、明治17年に到るまでの明治年間ずっとこれと同額であったわけでは決っていない。その相場は米価および麦価という主穀の市場価格の変動と関係しており、「米麥ノ價騰貴ノ時分ハ一人一年ノ糞料四五十銭当リ⁸⁰⁾」とあるごとく米価・麦価が騰貴していた時には、1人1カ年分のその相場が40~50銭の水準になっていたからである。東京近郊の米作(東京東郊農業地帯が主)と麦作(東京西郊農業地帯が主)の重要な肥料は下肥だったから(表7・表8、参照)、米・麦価と下肥価格(したがって下掃除代金)とが照応関係にあったことが分かる。

79) 時代は下るし他国のことながら、以下、参考までの注記である。ソ連時代の強制収容所で午前5時台に当番たちが天秤で糞桶をかつぎだしていた様子がソルジェニーツィンによって次のように描写されている——「ほら、今は当番たちが廊下を重々しい足どりで、ハヴェドロ(注約百リットル)入りの糞桶をかつぎだしているな。ありゃ不具者のする、楽な仕事ということになっているが、そんな寝言をいう奴には、まあ、ためしに、中身をこぼさずに、かついでみてもらいたいもんだ！」(木村浩訳『イワン・デニーソヴィチの一日』新潮文庫、1963年、7頁)。この引用文中の「注」は訳者によるもので、そこにいう約100ℓは糞桶1個のことか、天秤にぶらさげる糞桶2個のことなのか、ただちには了解しがたいが、100ℓは約5斗5升で、そこに入れた重量は約103貫になるから、糞桶2個のことにちがいない。とすれば、lageriの糞桶は約50ℓ(約2斗7升5合)で、その1個に入れた重量は約51.5貫になり、天秤にかついで運ぶときには約103貫となるだろうから、作家の感に堪えないような叙述のわけも分かうというものである。lageriで生き残らんとした人間の死重に耐えた強靱さの一つであろう。

80) 「糞尿汲取方従来ノ慣習ハ一定ノ法ナク地主差配人ト汲取掃除人トノ間ニ成立タル約束ニテ例之ハ米麥ノ價騰貴ノ時分ハ一人一年ノ糞料四五十銭当リヲ以テ汲取掃除人之ヲ買取タル振合ナルモ現時ハ米價低落ニ付平均二十五銭位ノ相場トナル由而メ貸家ノ糞料ハ概ネ差配人ノ所得トスルノ慣習ナリ又別段汲取掃除人ノ定キモノハ不斷市街ヲ『ヲアイ』(汚穢ト呼フノ謂カ)ト呼テ徘徊スルモノニ汲取ラスル向モアリ(此分ハ掃除人ノ方へ何程カノ汲取賃ヲ拂フモアリ又無賃ノモノモアルト云フ)斯ノ如ク區々ノ慣習ニシテ一定ノ方法ナシ故ニ糞尿充滿シテ厠圍ニ溢ル、モ汲取掃除人ノ来ラサルトキハ之ヲ如何トモスルナシ又一定ノ請負人ナクシテ農民自ラ来テ汲取ルノ慣例ナルカ故ニ農業多忙ノ季節ニハ自然街ニ行キテ汲取ルノ暇ナシ為メニ糞尿ノ瀦溜ニ困ムモノ少シトセズ殊ニ裏長屋總雪隠ノ如キニ至テハ概シテ構造ノ不完全ナルト放尿者ノ不注意トニテ便所ノ周圍常ニ不潔ヲ極ム」(前掲『明治十七年 神田區市街衛生實地調査第壹號』、下線は引用者)。

表7 米作施肥(1反当り)の事例(明治21年,東京府南葛飾郡)

種類	最多施量		普通施量		最小施量	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格
		円 銭 %		円 銭 %		円 銭 %
干鰯	16 貫	4.00(52.6)	12 貫	3.00(52.6)	6 貫	1.50(52.6)
人糞	40 荷	3.60(47.4)	30 荷	2.70(47.4)	15 荷	1.35(47.4)
合計		7.60(100.0)		5.70(100.0)		2.85(100.0)
反収	2石4斗		1石7斗7升7合		1石6斗	

典拠:「農事調査」東京府Ⅱ(大橋博編『明治中期産業運動資料<第1集>農事調査』第7巻(2),日本経済評論社,1979年,所収)320-321頁より作成。

備考: %は小数点以下第2位を四捨五入したものである。東京の東郊農業地帯である南葛飾郡の米作では干鰯と下肥が二大主要肥料であり,下肥が魚肥代にほぼ均衡するほどの肥料コストを占めていたことが分かる。

表8 麦作施肥(1反当り)の事例(明治21年,東京府荏原郡)

種類	最多施量		普通施量		最小施量	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格
		円 銭 厘 %		円 銭 厘 %		円 銭 厘 %
人糞	16 荷	2.030(63)	14 荷	1.720(65)	11 荷	1.437(69)
糟	8 貫 200 目	0.506(16)	6 貫 100 目	0.402(15)	3 貫 200 目	0.204(10)
灰	4 俵半	0.461(14)	3 俵	0.314(12)	2 俵 8 分	0.278(13)
馬糞	1 荷半	0.150(5)	1 荷	0.100(4)	半 荷	0.050(2)
堆肥	3 荷	0.050(2)	6 荷	0.100(4)	6 荷	0.100(5)
計		3.197(100)		2.636(100)		2.069(100)
大麦収量	石斗升		石斗升合		石斗升	
裸麦収量	2.32		1.8724		1.46	
小麦収量	1.62		1.2817		1.14	
小麦収量	1.38		0.9995		0.93	

典拠:前掲「農事調査」東京府Ⅱ,27-28頁より作成。

備考: %は小数点以下第1位を四捨五入したものである。東京の西郊農業地帯である荏原郡の麦作では下肥が肥料コストの圧倒的比重を占めていたことが分かる。

しかし,ここでは,比較的低額と見なしてよいであろう25銭を計算要素とすることにしよう。そうすれば,仮に40~50銭を採用した場合だと陥りかねない,過大な算術を行なうことによる過誤からまぬがれようからである。

明治17年の東京市中の年間の下肥代金総額は1人1カ年分25銭×90万人=225,000円で,これが支払われていたことになる。東京市中の宅地が225,000円相当の準地代を生み出し,土地所有利得となっていたことにもなる。

その1カ年の下肥価値は,225,000円(下掃除代金総額)+359,890円(下肥転化費用)=584,890円以上(近郊農村の購買希望層に売却する商品価値部分を加算すれば,総額はこの額を優に超えるためである)に相当することにならざるをえない。どのように少なく見積っても60万円(あるいは65~70万円)を下ることはありえない。当時の人夫の1日平均賃金が20銭ということは,現

在のそれが例えば6,000円(苛酷な重労働という点では低賃金すぎるかもしれない,最下限額とみなしてよからう)として,当時の1円を現在の貨幣価値に換算すれば,旧1円=現30,000円が成り立ちえよう。とするならば,当時の600,000円×30,000=18,000,000,000円,つまり現在貨幣価値なら180億円となる。しかも最少見積額にすぎない。これが,明治前期における日本の首都・東京市中の下肥経済の実体であり,日常性経済の集積結果なのであった⁸¹⁾。

81) 福沢諭吉(1835~1901)は1898年頃に,1860年代幕末の徳川政府の「御国益掛」に言及している。福沢のいう「御国益掛」は現在の歴史研究でいう国益主法掛のほずである。それは,財政基盤の強化で幕府の体質強化をはかる文久の改革の一環として,国産の奨励および統制を目的として幕府が万延元年(1860)4月28日に設けた評議機関で(大目付・町奉行・勘定奉行などが国益主法掛に任命され,翌文久元年にかけて御国益御主法方頭取・同調役・同勘定役元

締・同勘定役などの役人が任命された)、文久2年には事業の中心として国益会所が設置され国産統制政策が計画されたが失敗し、同年8月に廃止されたものである。その事績については例えば、『角川日本史辞典』(第2版, 1974年)や吉川弘文館『国史大辞典』第5巻(1985年)・第12巻(1991年)で知られるが、ここで注記しておきたいのは福沢の実歴談に出てくる下肥経済のことである。それは上記の両辞典の国益主法掛の項目には何らの記述もないことがらだからである。福沢の実歴談に、こう述べられている——「再度米国行」という章だてのなかの「御国益論に抵抗す」という小見出しの後つづけて、「それから私共がアメリカに行ったところで、その時に日本は国事多端の折柄、徳川政府の方針に万事儉約は勿論、仮令い政府であろうとも利益あることには着手せねばならぬというので、その掛りの役人を命じて御国益掛というものが出来た。種々様々な新工夫の新策を奉る者があれば、ソレを様々に採用しているいろいろな工夫をする。例えば江戸市中の何処の所に掘割をして通船の運上を取るが宜しいという者もあり、……また或る時江戸市中の下肥を一手に任せてその利益を政府に占めようではないかという説が起った。スルトある洋学者が大いに気焔を吐いて、政府が差配人を無視して下肥の利を専らにせんとは、これはいわゆる圧制政府である、昔昔しアメリカ国民はその本国英の政府より輸入の茶に課税したるを憤り、貴婦人たちは一切茶を喫まずして茶話会の楽しみをも廃したりということを知り、されば吾々もこのたびは米国人の擧に倣い、一切を廃して政府を困らしてやろうではないか、この発案の可否如何とて、一座大笑を催したことがある。」(福沢論吉著・富田正文校訂『新訂 福翁自伝』岩波文庫, 1978年, 167頁)。江戸市中の下掃除代金を幕府が独占する構想が提案されそうになったことがあると福沢が証言しているほどに、その下肥経済のマクロ規模は魅力的だった。しかも、そうした独占化は差配人の既得権益を無視することになる、つまり福沢一流の「サアここが官商の分れ目」(同上書, 168頁)で、民間商事に対する官の介入にあたり、徳川政府の圧制ぶりの一証左になると喝破されていた様子がうかがえる。文久の改革のさなか国益主法掛の配下には江戸市中下肥経済算術を試みている役人がいたわけである。なお、福沢が「再度米国行」という章だてのなかでこの話をしているのは福沢の再渡米が慶応3年(1867)のことだけに、時期が食い違っているから不適切なことになる。あるいはまた、引用文中の冒頭のアメリカ行とは万延元年(1860)の初渡米のことなのであろうか。いずれにしても、福沢は35年ほど前のこのepisodeを忘れ難いものとしてよく口授し、よく筆記せしめたものである。もっとも、自信あふる余裕ある晩年での回想の一齣のためか、この引用文の末尾あたりは幾分茶化したような口吻が漂っているように感じられるはしまいか。回顧談中に速記者と共に大笑いしたことがあったとしても、1860年代初頭に当座の幕臣たちで本当に大笑いしたのであろうか、いささか疑問の余地があろう。

農人は下肥を見ても少しも嫌がらず、もとは人間の肉体の一部であったものとして大事にするのは、すべての人間の幼年時代に我々こどもが排泄物にそういう親和的な態度を持していたのと近似的である。幼年期のおわり、が引きのばされている。公教育の段階に入るや、それは無価値なもの、反吐を催すようなもの、唾棄すべきもの、汚わらしいものとされて、価値の転換が促進されつづける。肉体から引き離されたこの物質が、その強烈な臭気のゆえに、直立歩行するようになってから衰弱過程にあるはずの嗅覚刺激が今なお即反動的たるかぎり、この価値転換はいとも容易に可能である。どんなに進歩したところで人間にとって不愉快なのは他人の排泄物の臭いであるはずで、自分自身のそれは匂う程度であってまずちっとも苦にならないものであろう。教育は不潔感を涵養し、感覚的知覚にとって不快なものを除去しようという欲求増大となり、清潔という文化目標が文化水準の一指標となる。不潔な人間と違って清潔な人間はそれを隠そうとするが、他人を軽蔑せんとして発する酷い罵倒の言葉として隠さんとしつつも隠しきれず無意識のまま快感をもたらすのは人種普遍的万国共通であらうほど人口に膾炙しているといった具合で依然として健在である。⁸²⁾

82) フロイト(Freud, Sigmund 1856~1939)による次のごとき論述とそれに到る論理を参考にした——「犬は動物の中で人間に一番忠実であるが、その「犬」という言葉が罵倒として通用するのも、犬が二つの性質——つまり、嗅覚動物で排泄物をちっとも嫌がらないこと、および自分の性行動をいっこうに恥じないこと——によってわれわれの軽蔑を買うという事実を抜きにしては考えられないであらう。」(フロイト「文化への不満」1930年、高橋義孝他訳『フロイト著作集』第3巻、人文書院、1969年、所収、461頁。原表題は、Das Unbehagen der Kultur.)

なお、積み重ねると身の丈近い高さに達するほどになった著作を自らの預言のごとく後世への最大遺物とした我が国最高の(近代世界でも屈指であらう)Christian内村鑑三(1861~1930)が卓抜な表現方法として糞尿を用いることがあったとは、知る人ぞ知るところで(亀井俊介『内村鑑三——明治精神の道標——』中公新

本稿は、明治前期民事判決原本に向かって素材探しを行ない、様々な文書資料を詰め込んで渴望した事実に向かって意味探しを行ない、近代日本の首都における下肥経済という具体的事物の歴史的諸連関を追究しようとしたが、「既知の事実を既知の観点にかゝらしめながら、しかも新しいものをつくり出して見せる⁸³⁾」ことが出来たであろうか。

書, 1977年, 152頁。亀井俊介「“Literary Notes”について」『内村鑑三全集』第40巻「月報」40, 岩波書店, 1984年, 1頁), 当時の日本文学の現状を痛罵するに「言語の下痢症, 実行の結塞病 [糞づまりの意]」(内村鑑三「如何にして大文学を得ん乎」『国民之友』第266号, 明治28年10月19日, 『内村鑑三全集』第3巻, 1982年, 所収, 199頁。原文にある傍点を除いた), および“Diarrhea [diarrhea] of words and constipation of ideas.” (Jon K. Uchimura, *Literary Notes, Poetical, Proverbial, Scientific, Ecclesiastical* (Sapporo, 1882), 『内村鑑三全集』第40巻, 所収, 53頁) が指摘されていて, 凝縮した語句に滑稽かつ痛烈な奇想が横溢している卓抜な表現の事例とされている (前者がそうで, それに先立ち前者の原型であると発見された後者は内村が1882年頃, 文学ノートに書き写した誰か英米人の言葉であろうと推測されている)。明治日本文学批評に止まらず, 内村は明治日本政治批評にも同様な手法を用いている。次のごとし——「誰か糞塊に鼻先を突き入れんと欲する者ぞある, 誰か明治政府の政治に唾を容れんと欲する者ぞある, 二者共に臭の臭, 蛆虫にあらざらんよりは此事を為さんと欲する者は他に無い筈である。／……余は糞尿は之を余自身取扱はんことを好まないから肥取をして之を汲み取らせる, 政治に於ても亦同じである, 伊藤侯の如き, 大隈侯の如き, 桂子の如き, 其他貴衆両院六百の野心家の如きは皆な進んで余輩のために社会の糞尿なる政治を扱はんと欲する人達である, 余輩は喜んで此臭事を彼等に依托すべきである」(「余の従事しつゝある社会改良事業」『万朝報』明治34年12月25日掲載分, 『内村鑑三全集』第9巻, 1981年, 473頁。原文にあるルビは除いた)。内村先生, 勘弁してください, と思わせるほどの熾烈さである。内村一流の諧謔精神にとっては辛辣な評価を下すのに好ましい道具として糞尿を援用することがあったのである。しかし, これでは余りに政治が可哀相であるから, 罵倒以外の含意を持たせようとするなら, 人間のさまざまなエネルギーを伴う生の営みがinputとすれば, どうしても必要となるoutputが政治であり, それは糞尿のごときものというわけなのであろうか。それにしても凡眼にはscatologyと見まがいかねないほどであろう。だが, 内村には単なる小道具に止まりえない意味があったのではな

いか。その道具さばきにはanalogyを越えている或る根深さがあるように感じられる。その依って来たところは, 青年期の次のような体験にあるのではないか。内村は1884年末から8カ月に及んだペンシルバニア州立白痴院での看護人生活を, 「真正の製糞機械たるに過ぎず」と形容したくなるほどの入院者たちが「糞尿を床中に遺すも若し他人の注意を加ふるにあらざれば何日たりとも之に安ずるものなり, 故に毎朝厳しく彼等の寝台を撿めざるべからず」というような状況のなかで送り, そうした苦の中にも楽を見出しうる強靱な精神の軌跡を約9年後に回想して, 「読者よ, 一個の大和男子, 殊に生来余り外国人と快からざる日本青年が直に化して米國白痴院看護人と成りしを想像せよ, 彼は朝夕是等下劣の米國人の糞尿の世話迄命ぜられたりと察せよ, 彼は舌も碌々廻らざる彼国社会の廢棄物に『ジャブ』を以て呼ばれしと知れ, 而して彼は院則に依りて, 軟弱なる同胞に対する義務に依て, 彼の宗教其物に依て, 抵抗を全く禁止されしを見よ, 余は自身も白痴にあらざる乎を疑ひたり, 余は狂気せしが故に酔興にも如此き業を選びしかと疑へり。」と記していた (内村鑑三「流竄録——白痴の教育——」『国民之友』第233号, 明治27年8月23日, 『内村鑑三全集』第3巻, 所収, 57, 62, 63頁)。The Great Uchimuraの面目躍如たる文体の精華であり, そう書き残しておかずばあらざる心境が吐露されたものであろう。苦楽一如ではあるが, 惨苦に近い異邦人としての米國白痴院体験は無意識下の想念として根をおろし, 抑えつけられながらも, 時としていっきに噴出したとも見受けられよう。

なおまた, 内村は1897年, 雑誌の依頼原稿に応じた自称「雲助的悪口文字数篇」のうち『犬の糞』と題して, カーライル著『サートル, レサルトス』の主人公のトイフェルスドルック (悪魔の糞) という名前は不名誉にあらず, なげなら鴛や駱駝から鯨に至るまで糞には特効特用あるがためなりとする。例外は無価値どころか路傍に見て唾し, 暗夜に踏んで怒る犬の糞で, 当節の上流淑女に流行の束髪の髻の形が犬の糞に似ているとて, 東京の子供が束髪婦人を犬の糞と呼んでいるのは新婦人への嘲笑になるから慎しめ, と述べることで当時の女権拡張に一家言を呈している。(「胆汁余滴」『世界之日本』18号, 明治30年8月1日, 『内村鑑三全集』第5巻, 1981年, 所収, 6頁)

83) ウェーバー「社会科学的並びに社会政策的認識の『客観性』」1904年, 富永祐治・立野保男訳『社会科学方法論』岩波文庫, 1936年, 107頁。

〔後記〕

本稿を草するにあたり、北海道大学法学部法令判例室の澤田美喜子助手・堀江雅子教務職員、民事法資料室の吉澤郁子助手から文献などにつき御教示いただいた。また、本稿作成過程で急きよ必要となったいわゆるパソコンの操作について、北海道大学経済学部の塚田久美子助手から基礎的な手ほどきを受けることが出来た。以上みな女性研究者であり、本稿ではかえって失礼にあたると思わないわけではなかったが、やはり、ここに記して深甚の感謝の意を表すことにした。

本稿で依拠することになった重要と思われる史料を利用するに際し、最高裁判所・東京大学法学部・国際日本文化研究センター・東京都公文書館・文京区立真砂中央図書館に閲覧の便宜をはかっていただいたので、ここに特記して謝意を表す。

間に合わなかったので、2006年11月21日卒然と逝去されて今は高儒院育英嘉道清居士（昭和2年生、享年七十九。2007年4月3日の学士会館での偲ぶ会

で、あの仮借なき者にして遁れがたき者と和解されていた先生はすでに老壮となった所縁の学徒をつどわせ学究上の友愛の輪にいざなわれた）、に本稿を呈する。筆者の二十とし上であられ、恩師にあたり、この戒名そのままの人となりであったことをなつかしむ。惜しむらくは、その育英から外れた者もいたことである。遺憾なことにちがいない。それゆえ、御生前の御高誼および非礼を謝したいのである。なお、1991年10月6日夜、広島大学での土地制度史学会秋季学術大会終了後のささやかな座席で先生は私を向かい側によび若い時分あれをやったことがある（今となってはあの声を厳密に再現しえず残念である）とボツリ語られ盃に清酒をみたされた。豪農を出自とされたから意外とは思わなかったが、往年を回顧されつつそう述懐されたひとときは忘れがたい思い出としてわたくしに終生のこるにちがいない。先生は上機嫌で余計に勘定をはらわれ一期一会のようなたげを去られたのであった。